

## 第1節 災害直前活動

### 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報等（以下「気象警報・注意報等」という。）の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

### 第2 活動の内容

#### 1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

##### (1) 特別警報発表時の対応

県、消防庁、東日本電信電話(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

##### (2) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

ア 町は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、警報・注意報等の補填に努める。

イ 町において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

##### (3) 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

#### 2 異常現象発見時の通報

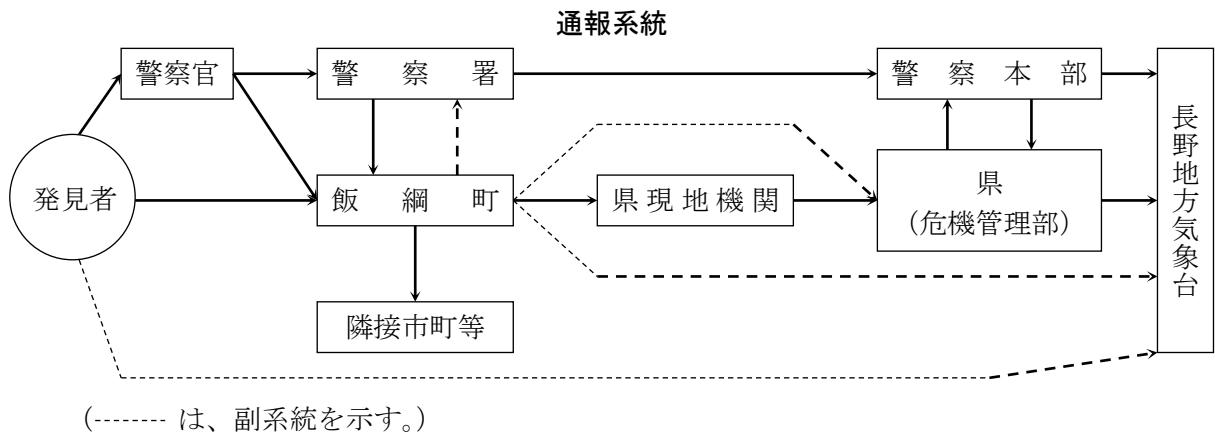
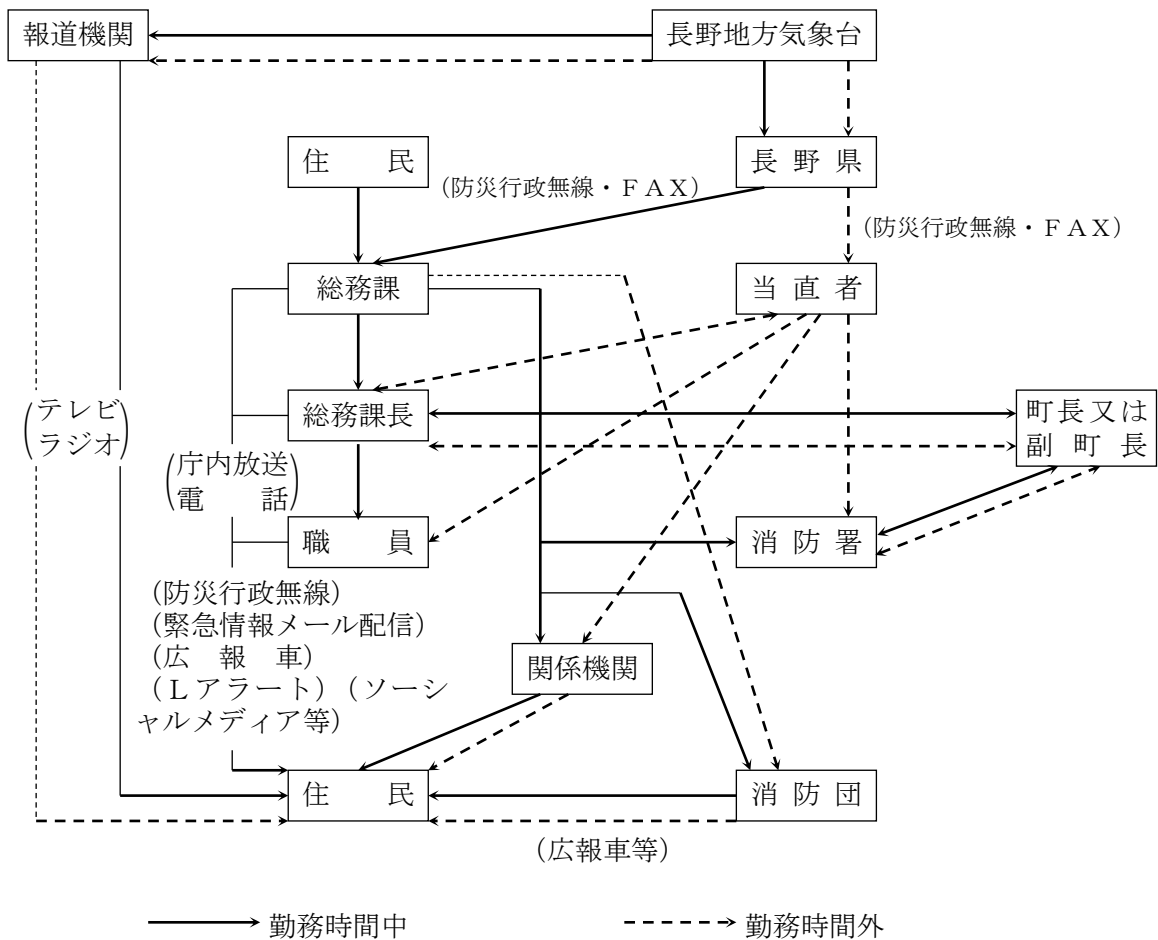
(1) 風水害等が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により町長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。

(2) 通報を受けた町長あるいは警察官は、以下の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。

その際町長は、地域振興局あるいは建設事務所、保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町へ通報する。

(3) その他の関係機関は、次の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

気象地震等予警報及び異常現象等の受理伝達系統



3 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、

河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(3) 町は、住民に対する避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(4) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所への避難」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

(5) 町は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(6) 町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。

(7) 町は、住民に対する避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急情報メール配信、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。

(8) 町は、情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

(9) 町は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

(10) 町は、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(11) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(12) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め

る。

(13) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(14) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

#### 4 災害の未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

##### (1) 水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

##### (2) 河川管理施設、農業用排水施設、下水道施設等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、堰堤、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに住民に対して周知する。

##### (3) 道路

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

別紙

警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

〈特別警報発表基準〉

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考 雨に関する飯綱町の50年に一度の値 (令和4年3月24日現在) 48時間降水量：230mm 3時間降水量：87mm 土壌雨量指数：165)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 (参考 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深 (信濃町) (令和3年10月28日現在) 50年に一度の積雪深：202cm 既往最深積雪深：176cm)

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表を判断する。

〈警報・注意報発表基準〉

(令和2年8月6日現在)  
 (発表官署 長野地方気象台)

飯綱町	府県予報区	長野県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	長野地域		
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	6	
	土砂災害	土壌雨量指数基準	110	

警 報	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域＝12.3、八蛇川流域＝5.8、斑尾川流域＝6.2		
		複合基準※ <sup>1</sup>	鳥居川流域＝（5、11）		
	暴風	平均風速	17m/s		
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ25cm	
山沿い			12時間降雪の深さ30cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	3		
		土壌雨量指数基準	97		
	洪水	流域雨量指数基準	鳥居川流域＝9.8、八蛇川流域＝4.6、斑尾川流域＝4.9		
		複合基準※ <sup>1</sup>	鳥居川流域＝（5、9.8）		
	強風	平均風速	13m/s		
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ20cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%※ <sup>2</sup>			
	なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上			
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温－14℃以下			
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下			
着氷	著しい着氷が予想される場合				
着雪	著しい着雪が予想される場合				

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm
------------	-------	-------

※<sup>1</sup>（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※<sup>2</sup>湿度は長野地方気象台の値。

〈参考〉

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
-------	--------	---

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水 防 警 報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動が必要と予測されたとき。

3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるとき長野地方気象台が長野県知事に行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。

区 分	発 表 基 準
火 災 気 象 通 報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む。）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、一般に火の使用を制限し警戒を促すために発表する警報をいう。



区 分	発 表 基 準
火 災 警 報	前項(1)の発表基準に準ずる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対 象 区 域
気 象 注 意 報 気 象 警 報	長野地方気象台	市町村ごと
火 災 気 象 通 報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火 災 警 報	町長	町域
避難判断水位到達情報、氾濫危険水位到達情報	長野建設事務所	知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 市町村ごと
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部

全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県
-----------------------------------	----------------	---------------

6 注意報・警報の対象地域の区分

一次細分区域	二次細分区域	区 域
北 部	中野飯山地域	中野市、飯山市、下高井郡及び下水内郡
	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡及び上水内郡
	大北地域	大町市及び北安曇郡

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

全 部

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は、直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 報告の種別

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たって関係各課は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

なお、被害が甚大であり、町において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。

(2) 町の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(3) 特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

#### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料12-2のとおりとする。

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 被害報告等

ア 町は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。

イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は

長野地域振興局長に応援を求める。

ウ 次の場合は、消防庁に対して直接報告する。なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

(ア) 県に報告できない場合

県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。

(イ) 消防庁に報告すべき災害が発生した場合

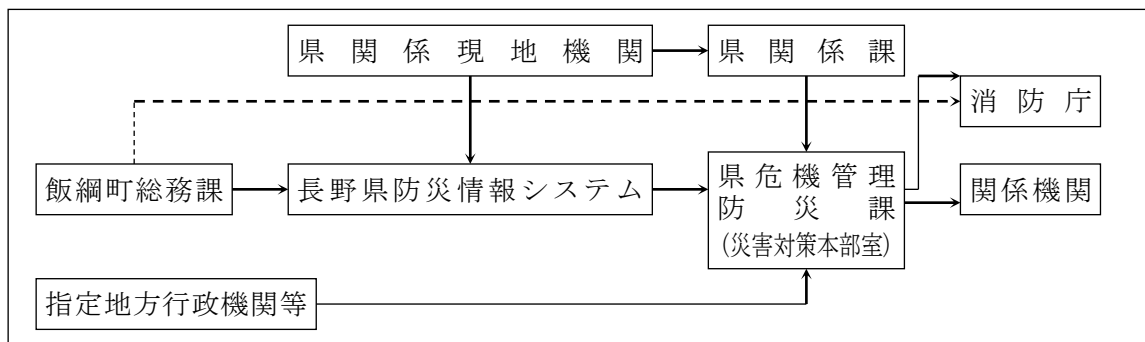
火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、町及び消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うこととする。）

#### 飯綱町の災害情報収集連絡系統図

(1) 概況速報 長野県防災情報システム クロノロジーを使用

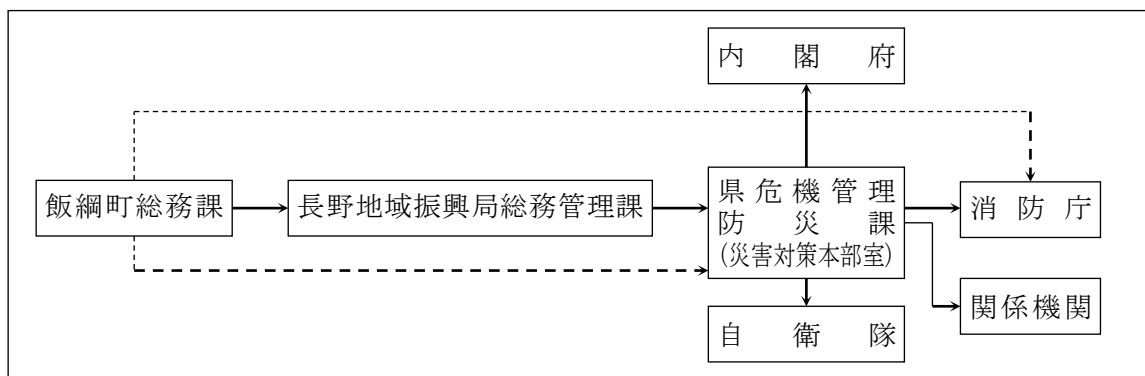
（消防庁への速報は消防庁第4号様式（その1）（表21の2））

町は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



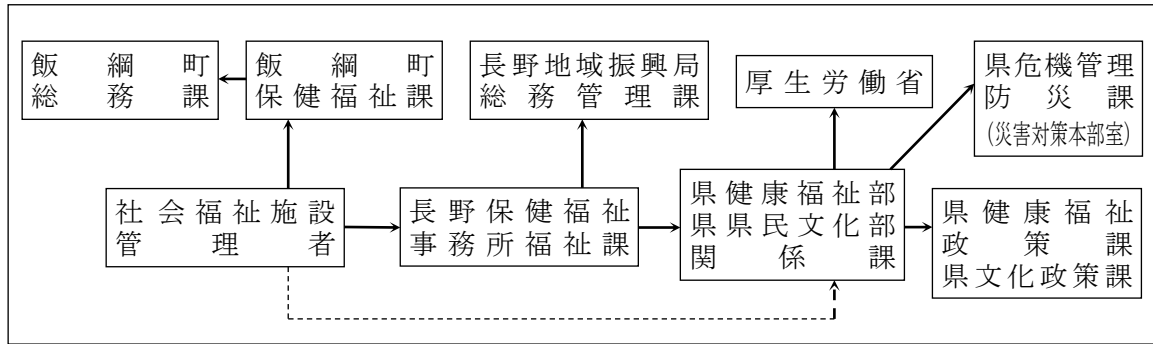
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告（様式第2-1号）



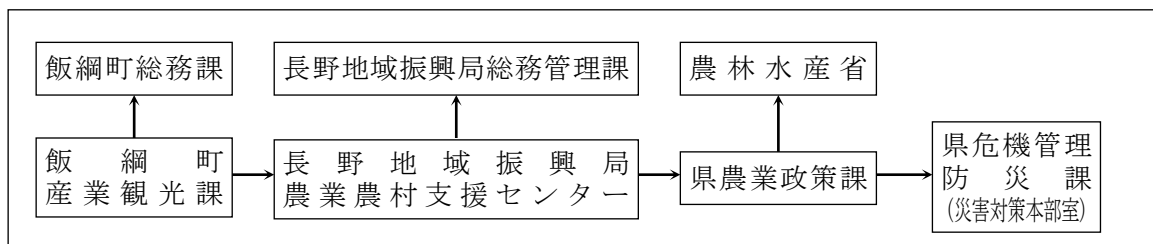
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）

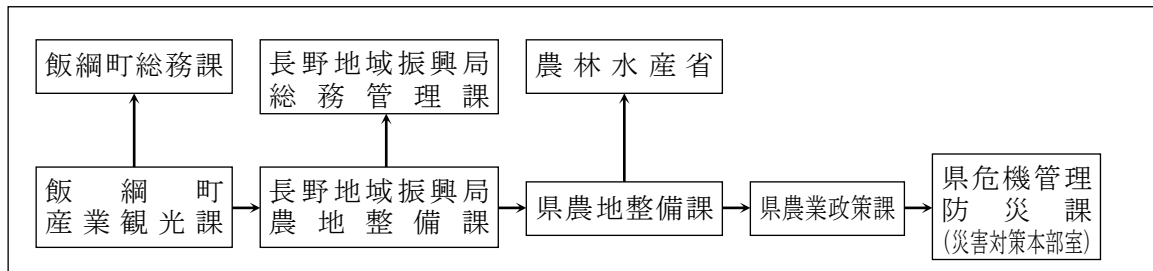


(4) 農業関係被害状況報告

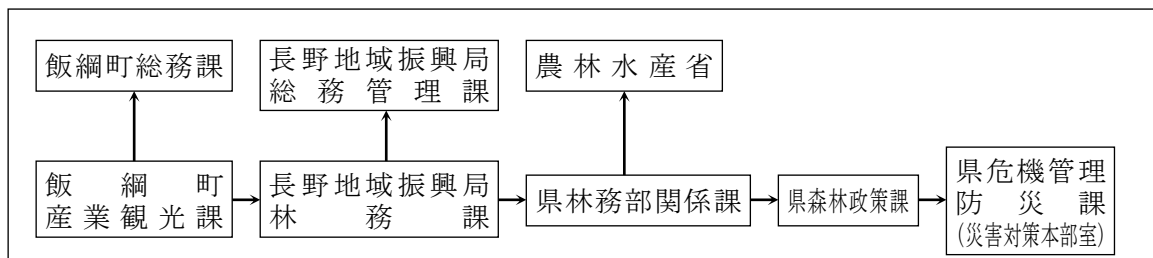
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告（様式第5号）



イ 農地・農業用施設被害状況報告（農業集落排水施設を除く）

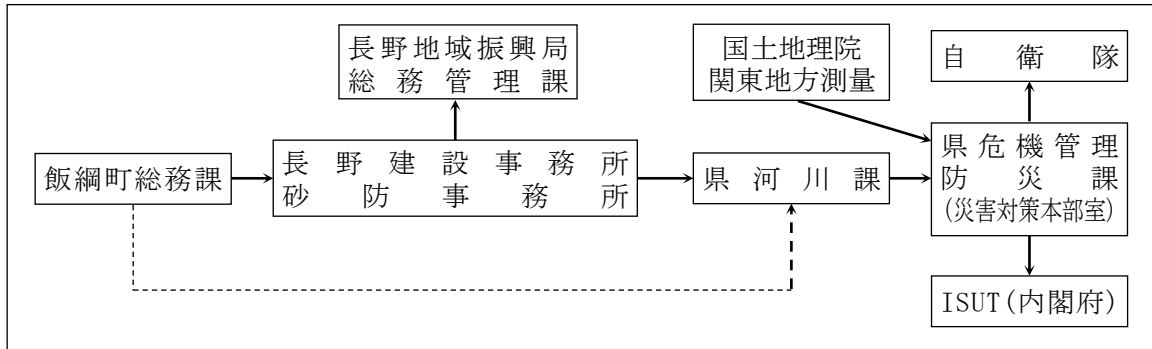


(5) 林業関係被害状況報告（様式第6号）

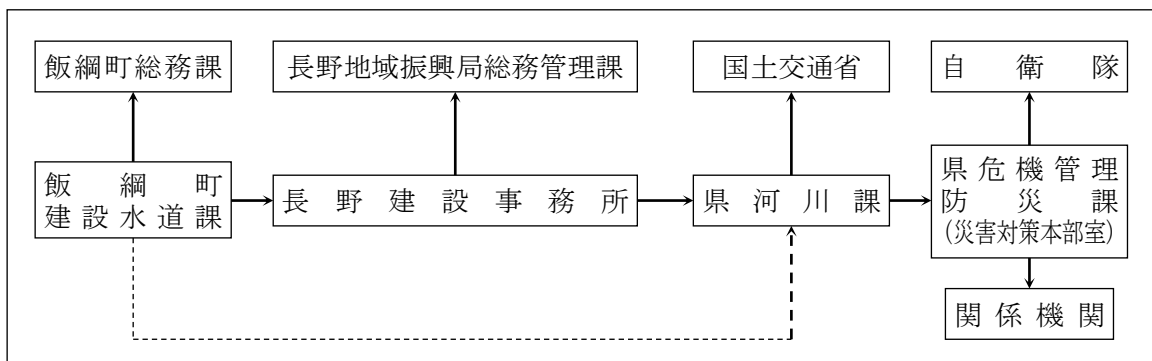


(6) 土木関係被害状況報告

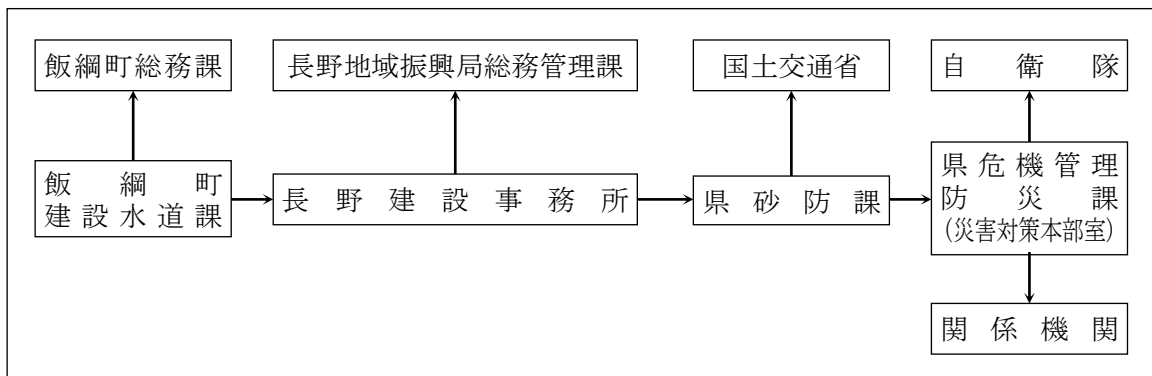
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる



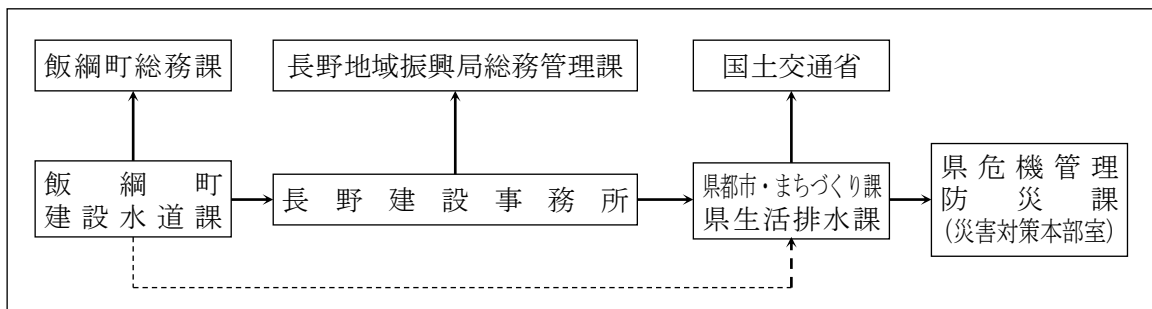
イ 公共土木施設被害状況報告等 (様式第7号)



ウ 土砂災害等による被害報告 (地図若しくはGIS又は様式第7号)

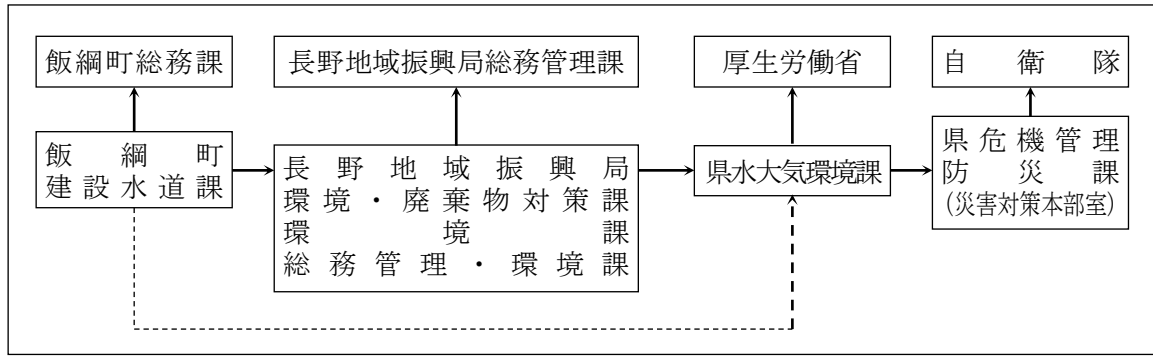


(7) 都市施設被害状況報告 (様式第8号)

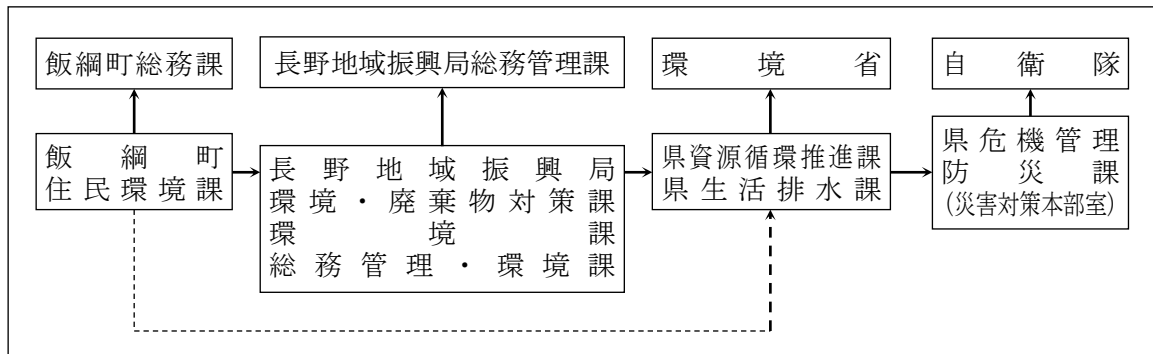




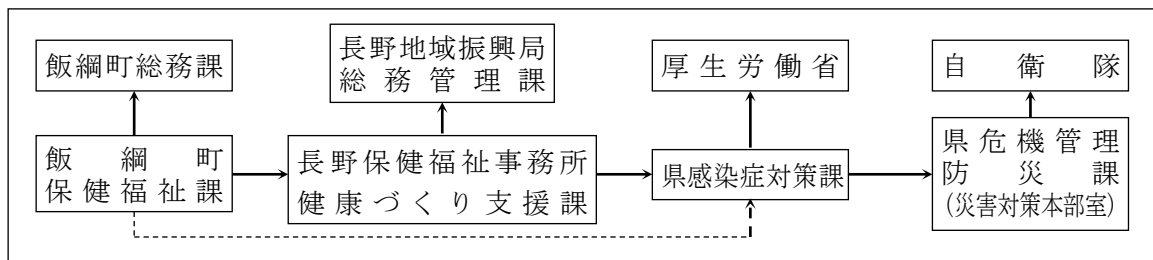
(8) 水道施設被害状況報告 (様式第9号)



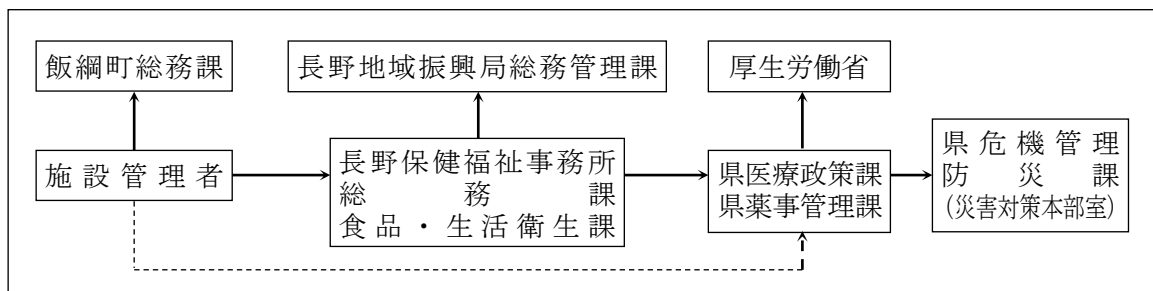
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第10号)



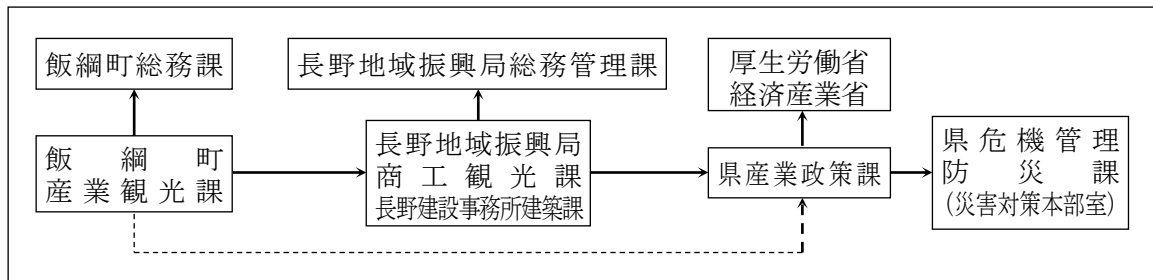
(10) 感染症関係報告 (様式第11号)



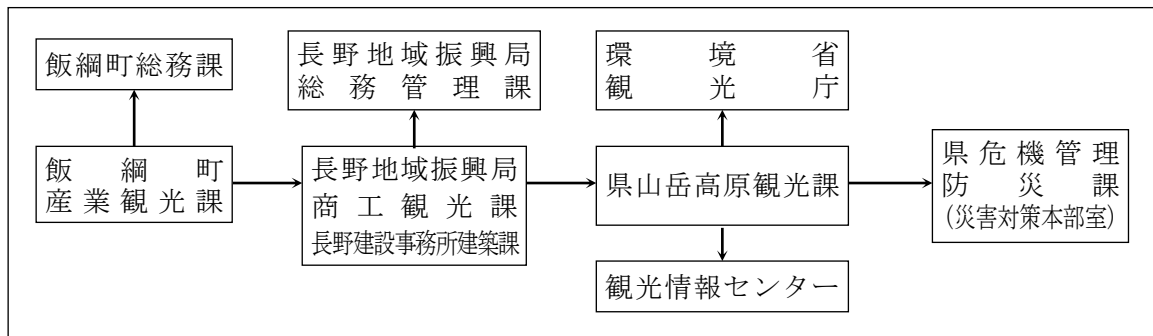
(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式第12号)



(12) 商工関係被害状況報告 (様式第13号)

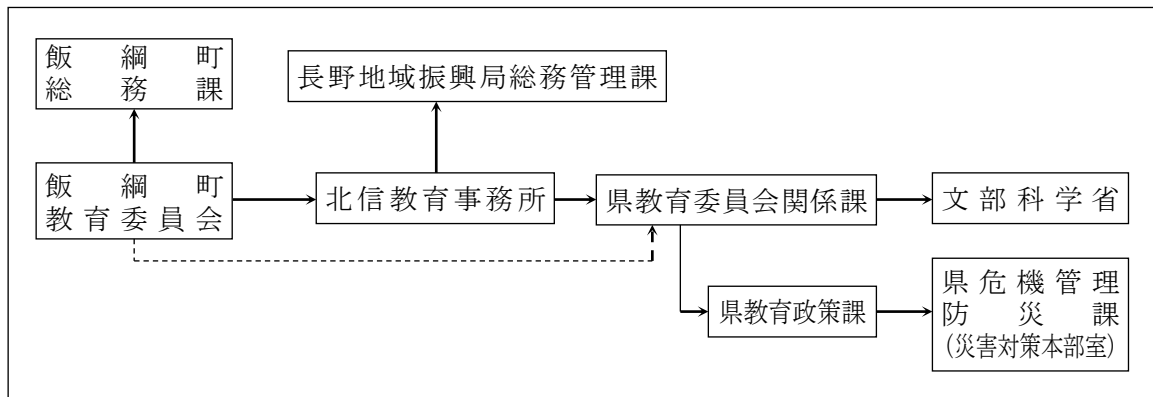


(13) 観光施設被害状況報告 (様式第14号)

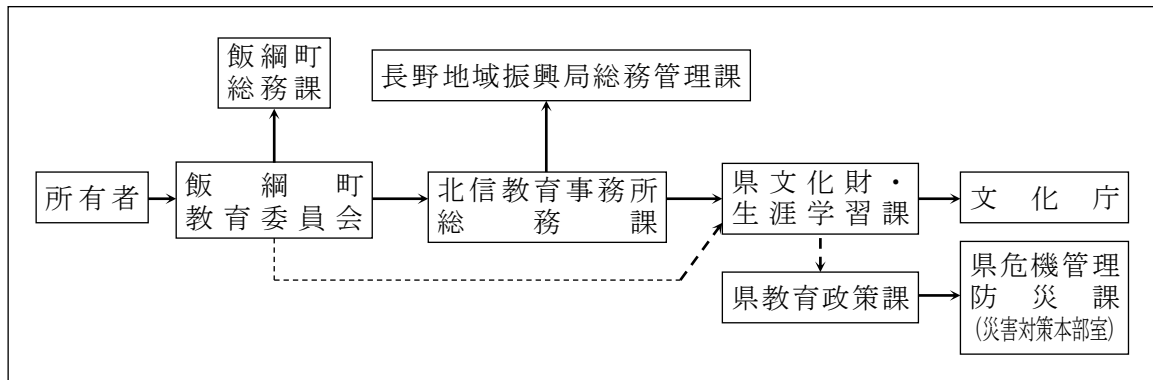


(14) 教育関係被害状況報告 (様式第15号)

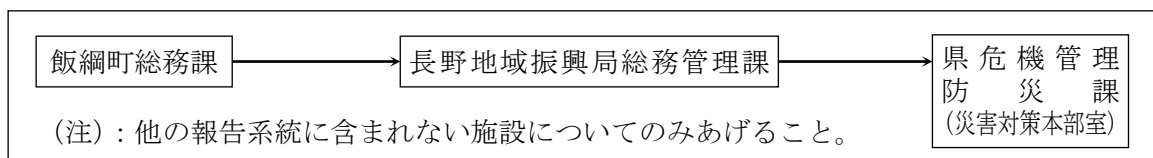
ア 町施設



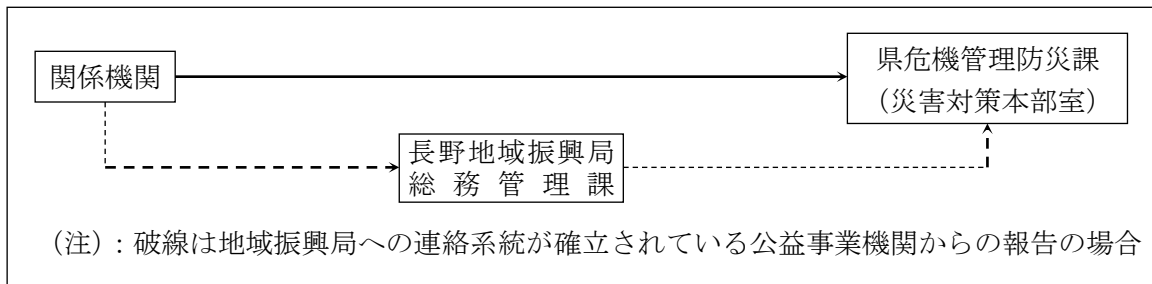
イ 文化財



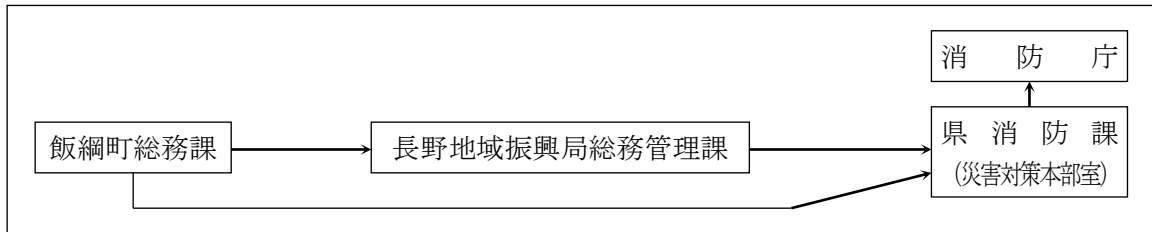
(15) 町有財産 (様式第17号)



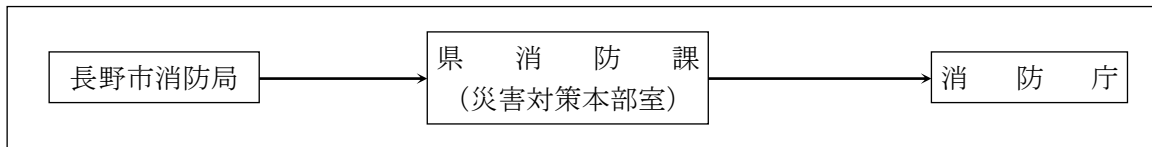
(16) 公益事業関係被害 (様式第18号)



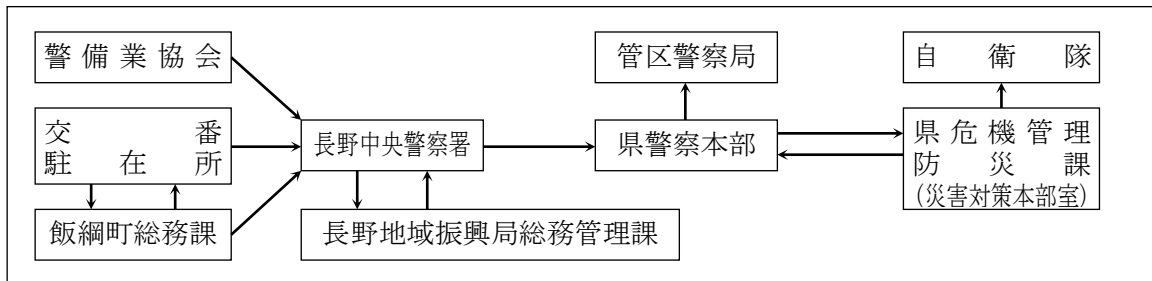
(17) 火災即報 (様式第19号)



(18) 火災等即報 (危険物に係る事故)

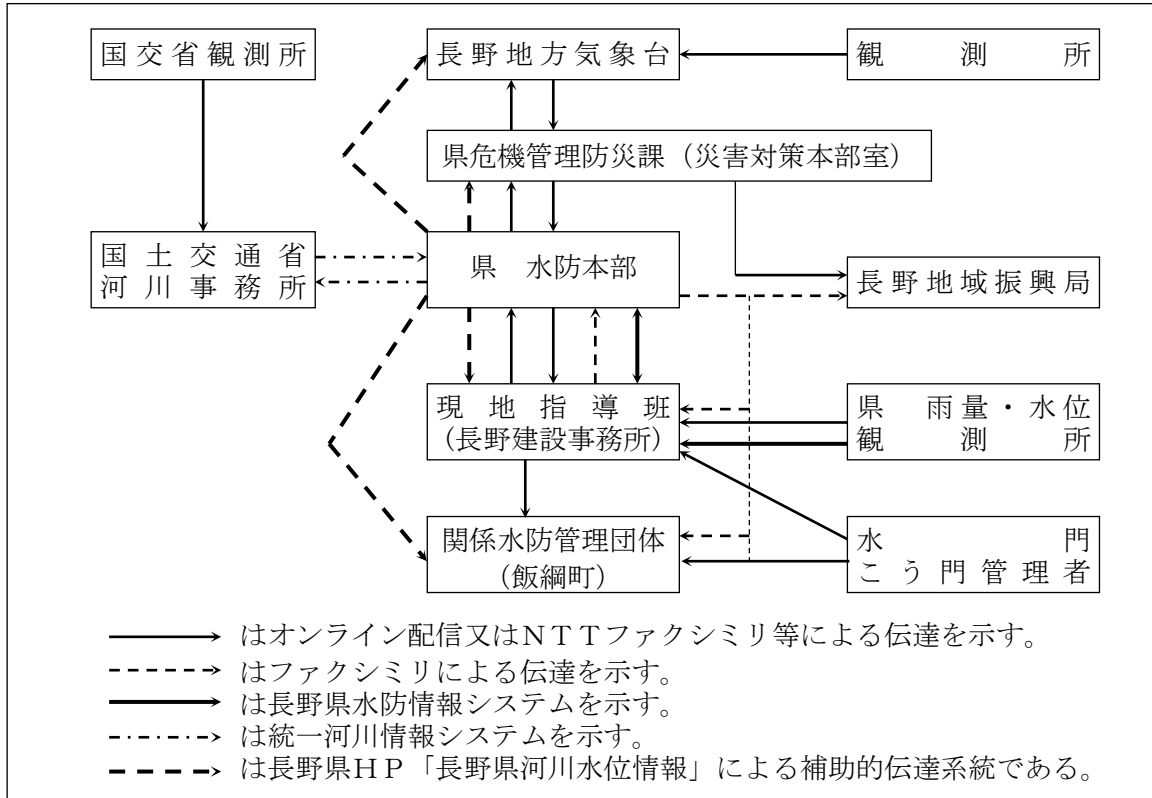


(19) 警察調査被害状況報告 (様式第20号)



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



**第3節 非常参集職員の活動**

全 部

**第1 基本方針**

町は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、防災計画及び受援計画の定めるところによってその活動体制に万全を期すとともに、防災関係機関の協力を得てその組織及び機能のすべてを挙げて災害応急対策活動を実施する。

**第2 活動の内容**

**1 動員配備体制**

町は、災害対策活動に関し所要の人員を確保するため次により職員の動員を行う。なお、職員は動員命令がない場合であっても、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知した場合は自発的に動員人員配備表に基づき登庁する。

(1) 配備基準

配備体制	配 備 基 準
警戒準備体制	○飯綱町に大雨・洪水警報が発表されたとき ○鳥居川水位観測所において、河川の水位が水防団待機水位（1.5m）又は氾濫注意水位（1.9m）に達したとき
警戒一次体制	○飯綱町に大雨・洪水・暴風雪・大雪警報が発表され、災害の発生が予想されるとき ○土砂災害警戒情報が発表されたとき
警戒二次体制	○鳥居川水位観測所において、河川の水位が避難判断水位（2.5m）に達したとき
非常体制 （災害警戒本部）	○大規模な災害が発生するおそれのあるとき ○鳥居川水位観測所において、河川の水位が氾濫危険水位（2.8m）に達したとき ○飯綱町に大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき
緊急体制 （災害対策本部）	○大規模な災害が発生したとき

※ 上記基準のほか、町長が必要と認める場合には、その指示により所定の配備をとる。

(2) 動員人員配備表

活動体制 課名	警戒準備体制	警戒一次体制	警戒二次体制	非常体制 (災害警戒 本部)	緊急体制 (災害対策 本部)
総務課	総務課長 ※総務課長補 佐 危機管理室	総務課長 総務課長補佐 総務係 危機管理室	係長職以上の 職員	全職員	全職員
企画課		企画課長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
税務会計課		会計管理者	係長職以上の 職員	全職員	全職員
住民環境課		住民環境課長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
保健福祉課		保健福祉課長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
産業観光課		産業観光課長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
建設水道課		建設水道課長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
飯綱病院 (訪問看護ステ ーション)		病院事務長 (訪問看護ステ ーション次長)	係長職以上の 職員	全職員	全職員
教育委員会		教育次長	係長職以上の 職員	全職員	全職員
議会事務局		議会事務局長	議会事務局長	全職員	全職員
社会福祉協議会		社協事務局長	社協事務局長	関係職員	関係職員

※ 各課長（各部長）等は、災害の状況により人員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については、状況により待機者を増やす等の措置を講ずる。

(3) 職員参集方法

ア 時間外の動員方法

職員への連絡は、防災行政無線、N T T電話及び職員参集メール等により行う。

また、各課長（各部長）等は、連絡方法をあらかじめ定めておく。

イ 通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに動員人員配備表により速やかに登庁する。

ウ 交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は所在をはっきりさせ、自宅、又は避難所に指定され

た場所で待機し、上司の指示を受ける。

(4) 参集時の留意事項

ア 参集途上において火災の発生及び人身事故等に遭遇した場合の措置方法

上司に報告し、指示を受ける。又は、住民に協力を求め、消火、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ庁舎へ直行する。

イ 参集途上において知り得た被害状況等の報告

速やかに上司に報告する。

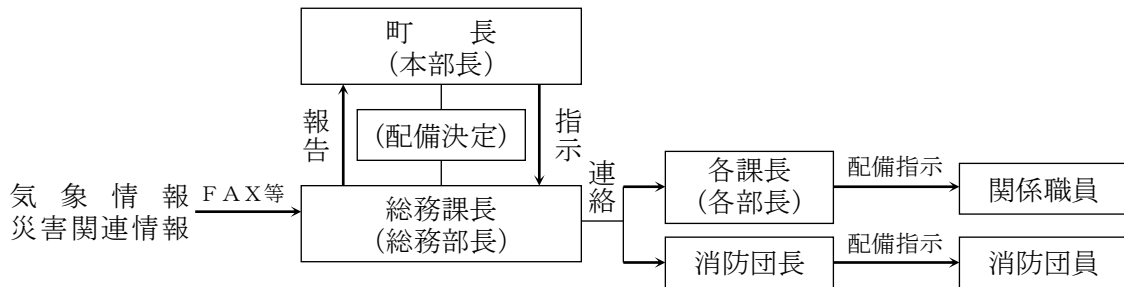
ウ 服装及び携行品

服装及び携行品については、次のとおり留意する。

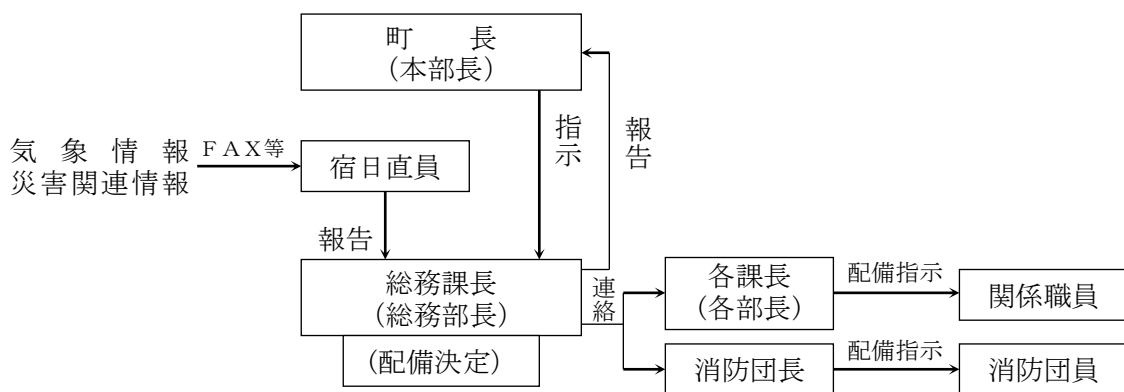
服 装	・ 応急活動が容易にできる服装（作業服等）とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋（軍手）、防災ベスト
携 行 品	・ 筆記具 ・ 携帯ライト ・ 携帯ラジオ ・ タオル ・ 飲料水、食料 ・ 応急医薬品等 ・ マスク ・ 風呂敷類 ・ 防寒具（冬期） ・ 身分証明書（名刺）

(5) 動員配備伝達系統

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 飯綱町災害警戒本部の設置

町長は、町に大規模な災害が発生するおそれがあり、特に警戒を要すると認めるときは、飯綱町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(1) 警戒本部の組織

町長を警戒本部長とし、副町長及び教育長を警戒副本部長とする。また、警戒本部の組織

構成については、災害対策本部の体制に準ずる。

(2) 警戒本部の活動

ア 警戒本部は、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害発生直後の災害応急活動の実施に当たる。

イ 総務部長（総務課長）は、気象情報、町内各地区の状況及び警戒本部各部（各課）の活動状況等の情報等を取りまとめ、警戒本部長（町長）に報告するとともに、警戒本部長（町長）の指示を関係部（関係課）に伝達する。

ウ 警戒本部を設置した場合の各部（各課）の事務分掌については、災害対策本部の体制に準ずる。

3 飯綱町災害対策本部の設置

町長は、町に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害対策を遂行するため必要があると認めるときは、飯綱町災害対策本部条例（資料1-3）に基づき、飯綱町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 本部設置の基準

本部設置の基準は、次の各号に掲げる場合において、町長が必要と認めるときとする。

ア 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。

イ 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき。

ウ 飯綱町に震度6弱以上の地震が発生したとき（自動設置）。

エ その他本部長がその必要を認めたとき。

(2) 解散の基準

町長は、次の基準により、本部を解散する。

ア 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したとき。

イ 予想された災害に係る危険がなくなったと認めるとき。

(3) 本部の設置及び解散の公表

ア 本部を設置又は解散したときは、その旨を速やかに知事（長野地域振興局長）に電話をもって報告し、後刻文書により報告する。

イ その他関係機関等への通知及び公表は、次のとおりとする。

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
町 各 部 長	総 務 部	庁内放送、電話その他迅速な方法
長 野 中 央 警 察 署	総 務 部	電話その他迅速な方法
報 道 機 関	総 務 部	電話その他迅速な方法
現 地 機 関	総 務 部	電話その他迅速な方法
一 般 住 民	総 務 部	防災行政無線、広報車、その他迅速な方法

(4) 町長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定める。

第1順位 副町長 第2順位 総務課長 第3順位 教育長



(5) 本部の設置場所

本部は、町役場災害対策室に置く。ただし、庁舎が被災して使用不能になった場合には、町民会館に本部を設置する。

(6) 標識等

本部を設置したときは、その設置を示すため、「飯綱町災害対策本部」と表示した標識を役場庁舎正面玄関に掲げる。

4 本部の組織（別紙1参照）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部長代理（総務課長）

本部長代理は、本部長及び副本部長を補佐し、本部長・副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(4) 本部員（課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員等を指揮監督する。

(5) 本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部長代理及び本部員により構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部会議を招集する。

(イ) 各部の部長は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出る。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要請に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項

(6) 部

本部における各部の組織及び事務分掌については、別紙2のとおりとする。

(7) 現地災害対策本部の設置

災害の状況により本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応活動の指揮を行うこととする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は職員のうちから現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。

(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

(8) 災害医療対策本部の設置

飯綱町地域防災計画に定める「救助・救急・医療活動」及び「保健衛生・感染症予防活動」(以下「災害時医療救護活動」という。)を実施するため、本部のもとに災害医療対策本部(以下「医療本部」という。)を設置する。

ア 災害医療対策本部の開設及び組織

(ア) 医療本部は、健康管理センター医療防災管理棟(以下「医療防災管理棟」という。)に置く。ただし、医療防災管理棟が被災して使用不能になった場合には、健康管理センターに設置する。

(イ) 災害医療対策本部長(以下「医療本部長」という。)は飯綱病院長とし、災害時医療救護活動の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(ウ) 医療本部の解散は、本部が解散された場合及び医療本部長が災害時医療救護活動をおおむね終了したと認めた場合とする。

イ 災害医療対策本部の責務

(ア) 第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところによる。

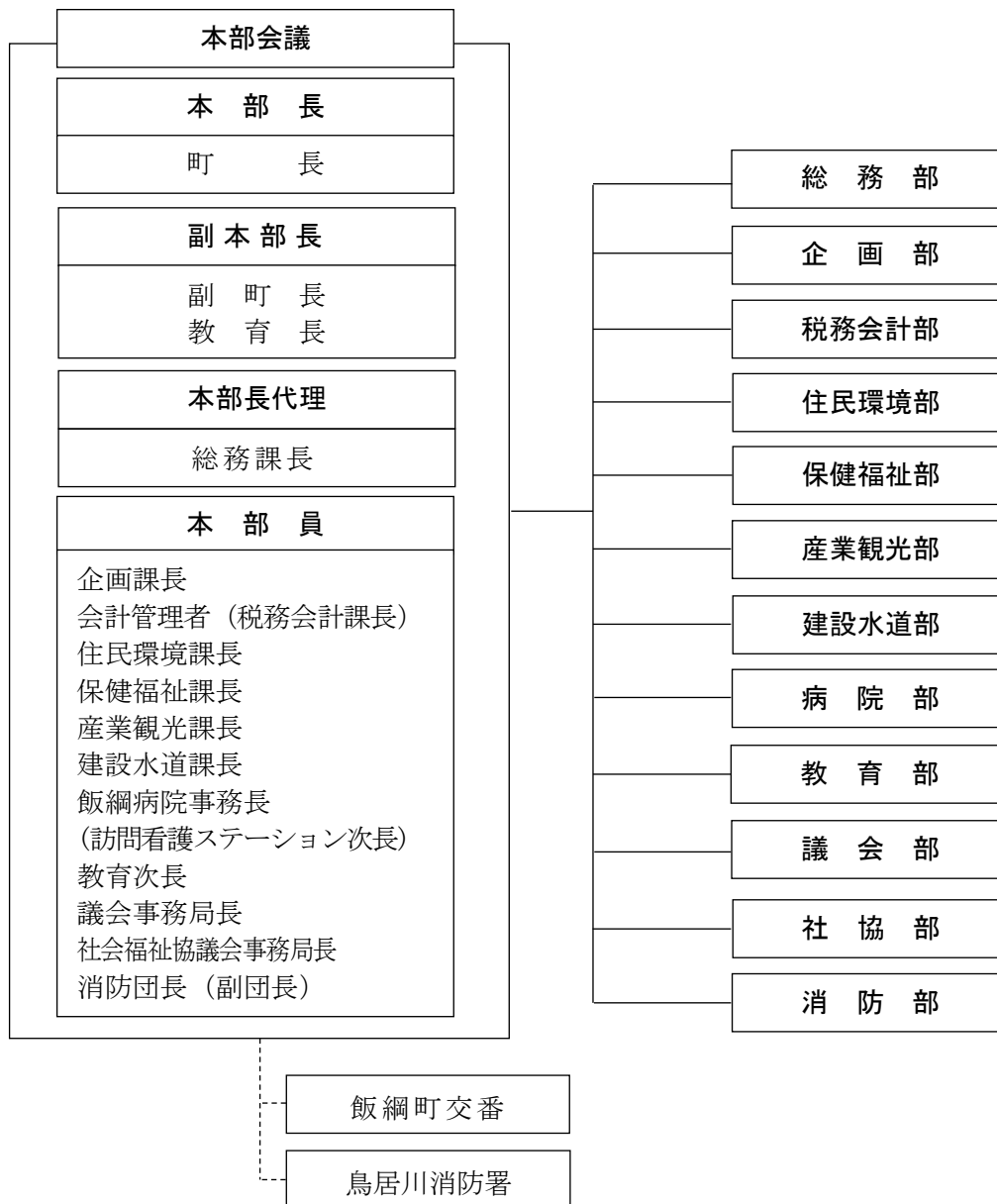
(イ) 第2編第2章第17節「保健衛生・感染症予防計画」に定めるところによる。

(ウ) その他入手した情報を逐次本部へ報告する。

(9) 災害救助法が適用された場合の体制

町に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

別紙1 災害対策本部組織図



**別紙2 災害対策本部各部の事務分掌**

**1 各部の共通事務**

区 分	事 務 分 掌
組織運営に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の動員に関する事。</li> <li>・ 所属職員の安否確認に関する事。</li> <li>・ 部の設置及び運営に関する事。</li> </ul>
事業執行に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管業務に係る被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・ 所管業務に係る関係団体への応援要請に関する事。</li> <li>・ 所管施設利用者等の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> <li>・ 所管施設が避難所となった場合の開設・運営への協力に関する事。</li> <li>・ 本部各部への応援協力に関する事。</li> <li>・ その他、本部長の特命事項に関する事。</li> </ul>

**2 各部の個別事務**

部 (◎部長)	事 務 分 掌	
<b>総務部</b> ◎総務課長	本部事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の非常参集及び配置計画に関する事。</li> <li>・ 本部員会議に関する事。</li> <li>・ 本部指示の伝達に関する事。</li> <li>・ 本部の庶務に関する事。</li> <li>・ 各部が実施する応急対策の総合調整に関する事。</li> <li>・ 災害復興計画に関する事。</li> <li>・ その他、他部に属さない事項に関する事。</li> </ul>
	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報の受理、伝達に関する事。</li> <li>・ 防災行政無線に関する事。</li> </ul>
	町有財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
	関係機関等との連絡調整等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>・ 県及び他機関に対する連絡及び応援要請に関する事。</li> <li>・ 災害救助法の適用に関する事。</li> <li>・ 消防団との連絡調整に関する事。</li> </ul>
	調達・供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料及び生活必需品等の調達・供給に関する事。</li> </ul>
	避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難情報等の発令に関する事。</li> <li>・ 避難所の開設に関する事。</li> </ul>
	輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の配置及び借上げに関する事。</li> <li>・ 救助用物資の輸送に関する事。</li> </ul>
	予算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策の予算措置に関する事。</li> <li>・ 災害に伴う財政計画（義援金を含む）及び財政に関する事。</li> <li>・ 県・政府機関との連絡に関する事。</li> </ul>

部（◎部長）	事 務 分 掌	
<b>企画部</b> ◎企画課長	広報・記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への広報に関する事。</li> <li>・被害統計、災害記録、災害写真・ビデオ等の収集・整理に関する事。</li> </ul>
	報道対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道要請、記者発表、資料提供等報道機関への対応に関する事。</li> </ul>
	区等の連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織、区との連絡調整に関する事。</li> </ul>
<b>税務会計部</b> ◎会計管理者	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報のとりまとめに関する事。</li> </ul>
	税の減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に伴う町民税及び固定資産税等の減免に関する事。</li> </ul>
	罹災証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明の発行に関する事。</li> </ul>
	義援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金の受領及び保管に関する事。</li> </ul>
	出納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策物品の出納に関する事。</li> <li>・応急対策関係経費の出納に関する事。</li> </ul>
	金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>
<b>住民環境部</b> ◎住民環境課長	安否確認・被災者名簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の安否問い合わせ対応に関する事。</li> <li>・被災者名簿の作成に関する事。</li> </ul>
	相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の総合相談窓口の開設に関する事。</li> </ul>
	救援物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の受入れ及び配分に関する事。</li> </ul>
	遺体収容・埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体収容所の開設に関する事。</li> <li>・埋火葬の許可に関する事。</li> </ul>
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃に関する事。</li> <li>・ごみ・し尿処理に関する事。（下水道施設を除く）</li> <li>・死亡獣畜の処理に関する事。</li> <li>・水質汚濁、その他公害に係る調査及び防止対策に関する事。</li> </ul>
<b>保健福祉部</b> ◎保健福祉課長	避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の管理・運営に関する事。</li> </ul>
	食料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食料の確保・炊き出し及び配給に関する事。</li> </ul>
	調達・供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料及び生活必需品等の調達・供給に関する事。</li> </ul>
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンターの設置（社協に要請）及びボランティアの受入れに関する事。</li> <li>・日赤奉仕団、その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事。</li> </ul>
	要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>・要配慮者の安全確保に関する事。</li> </ul>
	保健衛生・感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における保健活動（相談・健診）に関する事。</li> <li>・災害時の感染症予防に関する事。</li> </ul>

部（◎部長）	事 務 分 掌	
<b>産業観光部</b> ◎産業観光課長	農林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地、農産物及び農業用施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・林産物及び林業用施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・災害時における病虫害の防除に関すること。</li> <li>・農協との連絡調整及び協力要請に関すること。</li> <li>・森林組合との連絡調整及び協力要請に関すること。</li> <li>・被災農林業者に対する罹災証明の発行及び災害融資に関すること。</li> </ul>
	商工観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・観光施設管理者等との連絡調整及び協力要請に関すること。</li> <li>・商工業施設及び生産品の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・商工会等との連絡調整及び協力要請に関すること。</li> <li>・被災商工業者に対する罹災証明の発行及び災害融資に関すること。</li> </ul>
	運搬・配達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料及び生活必需品等の運搬・配達に関すること。</li> </ul>
<b>建設水道部</b> ◎建設水道課長	建設・土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・がれきの処理に関すること。</li> <li>・災害応急対策用資機材の調達・確保に関すること。</li> <li>・土砂災害に係る応急対策に関すること。</li> </ul>
	道路確保・交通規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>・道路障害物の除去に関すること。</li> <li>・交通規制に関すること。</li> <li>・避難路の選定、確保に関すること。</li> </ul>
	住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・公営住宅の斡旋及び民間賃貸住宅等の情報提供に関すること。</li> <li>・住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関すること。</li> </ul>
	上水道・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・水道の水質検査に関すること。</li> <li>・上水道応急復旧資材の調達・確保に関すること。</li> <li>・飲料水の確保及び応急給水に関すること。</li> </ul>
	下水道・仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>・下水道応急復旧資材の調達、確保に関すること。</li> <li>・仮設トイレの確保及び設置に関すること。</li> </ul>

部（◎部長）	事 務 分 掌	
<b>病院部</b> ◎飯網病院事務 長 （訪問看護ステーション次長）	病院	・病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・入院患者等の避難誘導に関すること。
	医療救護	・傷病者の医療救護に関すること。 ・医師会、医療機関との連絡調整及び医療救護班の派遣要請に関すること。 ・負傷者の把握に関すること。 ・医療機関の被害調査に関すること。 ・医療資機材及び薬品等の調達・確保に関すること。
	要配慮者	・要配慮者（サービス利用者）の安否確認に関すること。 ・訪問看護及び居宅介護支援に関すること。 ・被災者に対する福祉相談及び支援に関すること。
<b>教育部</b> ◎教育次長	学校教育	・児童生徒の安全確保に関すること。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・教職員の動員及び調整に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・教科書・学用品の調達・確保に関すること。 ・P T A等教育関係団体との連絡及び協力要請に関すること。 ・教育関係義援金に関すること。
	社会教育	・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
	保育園・学童保育	・保育園・学童保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・園児及び施設受入児の安全確保に関すること。 ・臨時保育所の開設に関すること。
<b>議会部</b> ◎議会事務局長	議会对応	・議会及び議員との連絡調整に関すること。 ・議会における各種災害対策会議の運営に関すること。
	視察者応接	・災害視察者及び見舞者の応接に関すること。
<b>消防部</b> ◎消防団長	消防・水防	・消防活動に関すること。 ・河川等の巡視、警戒及び応急対策に関すること。
	救出・捜索・避難	・被災者の救助・救出に関すること。 ・行方不明者の捜索及び遺体の対策に関すること。 ・避難情報の伝達及び避難誘導に関すること。
	被害情報	・被害情報の収集及び報告に関すること。
	輸送	・人員、機材、物資の輸送に関すること。

## 第4節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

町は、災害発生時において、その規模及び被害状況等から町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別図1参照)

なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。また、他市町村が被災し、町が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

### 第2 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 町長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

##### ア 他市町村に対する応援要請（別図2参照）

町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料4-2参照)に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

〈応援の要請事項〉

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

※ 要請を受けたブロックの代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は、被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。



- ※ 大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。
- ※ 被災した市町村は、先遣隊に対し、必要な情報を提供する。
- ※ ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

#### イ 県に対する応援要請等

町長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

#### ウ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

### (2) 消防に関する応援要請

#### ア 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料4-1参照）に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

#### イ 他都道府県への応援要請

町長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(ア) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）

(イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(ウ) その他、他都道府県からの消防の応援

## 2 応援体制の整備

### (1) 情報収集及び応援体制の確立

町（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

### (2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

### (3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ

場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

3 受援体制の整備

町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

4 経費の負担

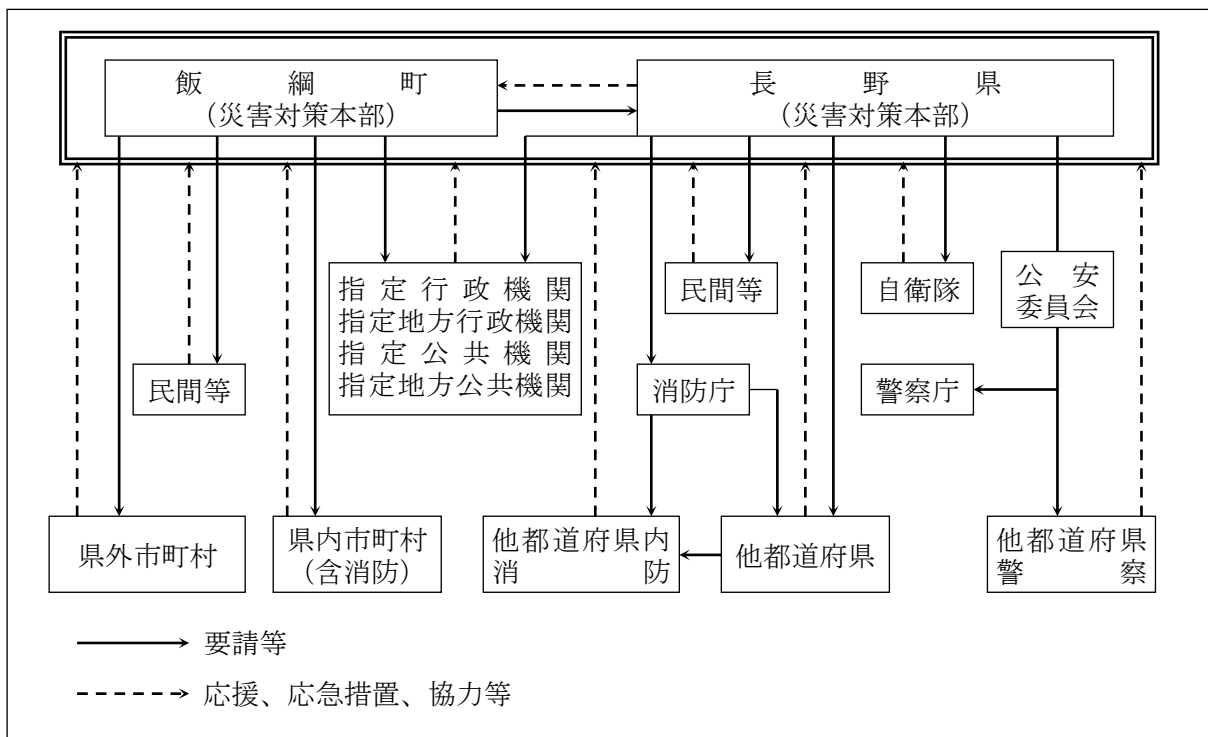
(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

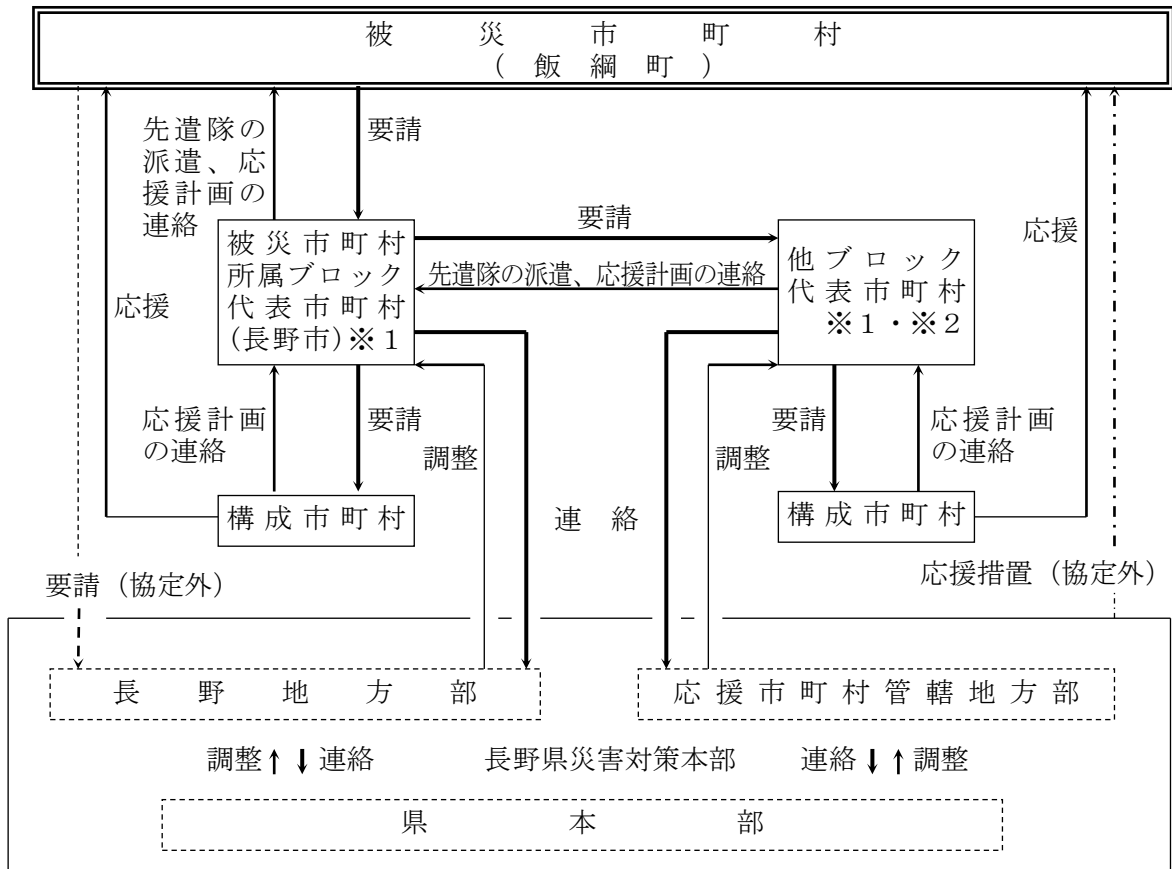
5 他の都道府県等への応援

町は、県及び他の市町村と連携して、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。

(別図1) 広域相互応援体制



(別図2) 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統  
(常備消防分を除く)



※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。

※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせをあらかじめ定める。

※代表市町村及び構成市町村は資料4-2参照

凡例	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	↑	応援に係る系統 (応援協定)
	⇓	要請に係る系統 (協定外)
	⇕	応援に係る系統 (協定外)

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、町は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 第2 活動の内容

#### 1 出動手続の実施

- (1) 消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種 類	機 種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	ユーロコプター A S 365 N 3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ		6				

- (2) 町はヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻速やかに提出する。

ア 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）

イ 活動に必要な資機材等

ウ ヘリポート及び給油体制

エ 要請者、連絡責任者及び連絡方法

オ 資機材等の準備状況

カ 気象状況

キ ヘリコプターの誘導方法

ク 他のヘリコプターの活動状況

ケ その他必要な事項

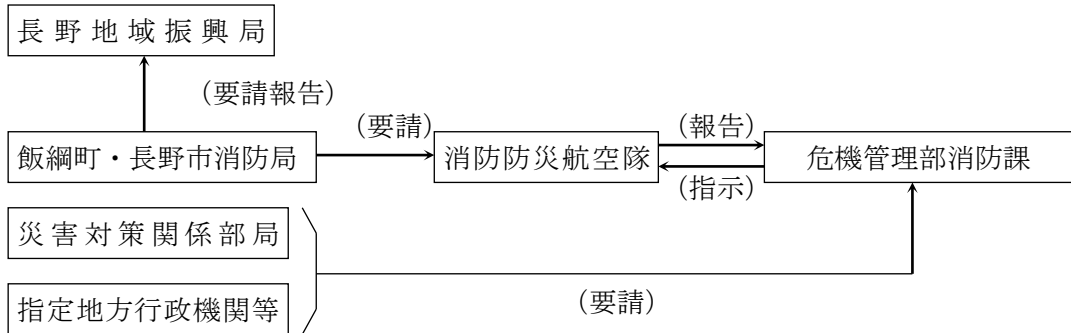
- (3) 自衛隊の派遣要請手続については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

- (4) ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

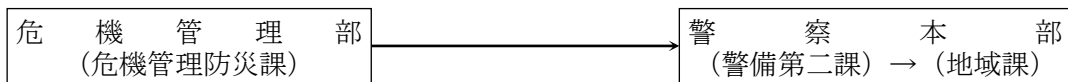


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

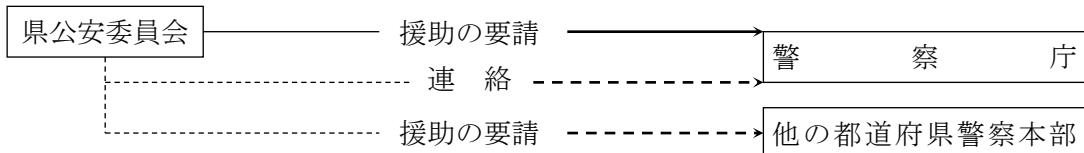
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



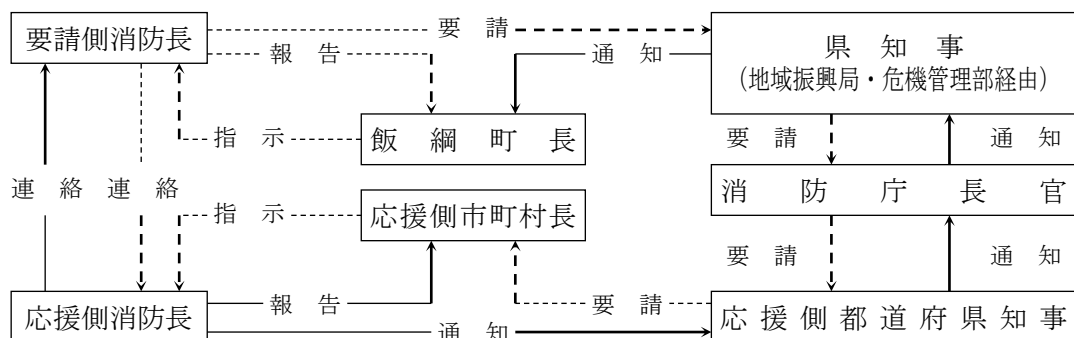
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(ア) 広域航空応援要請手順



(イ) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

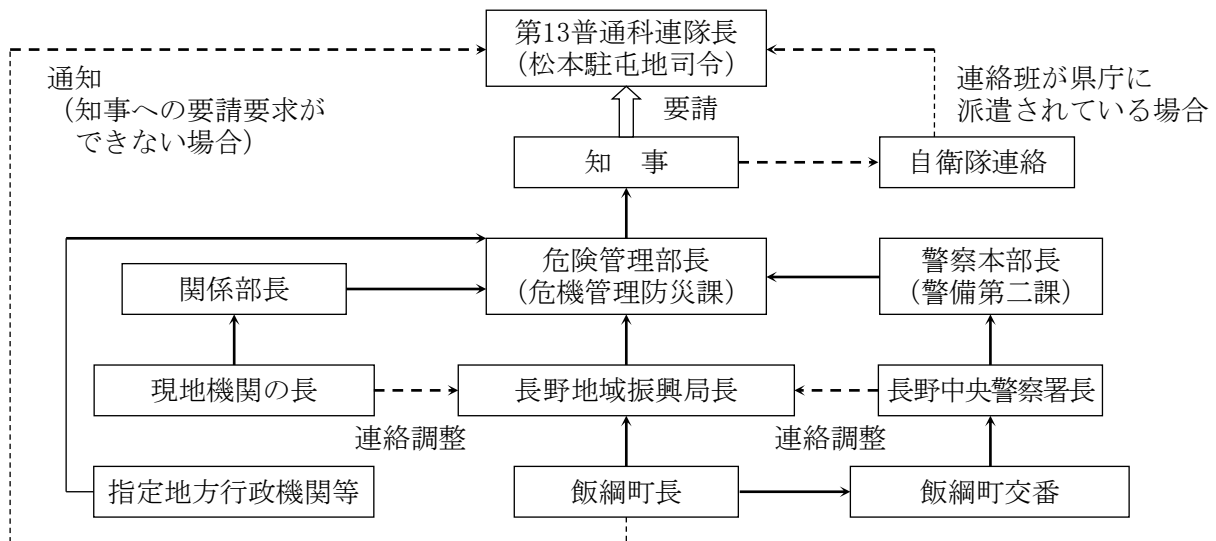
- a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。

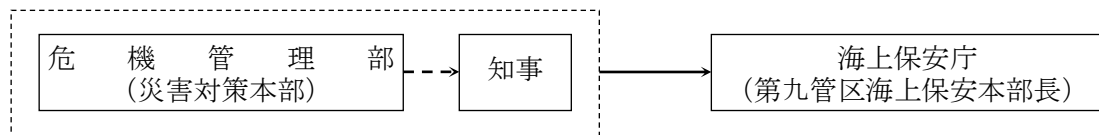
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

エ 自衛隊ヘリコプター



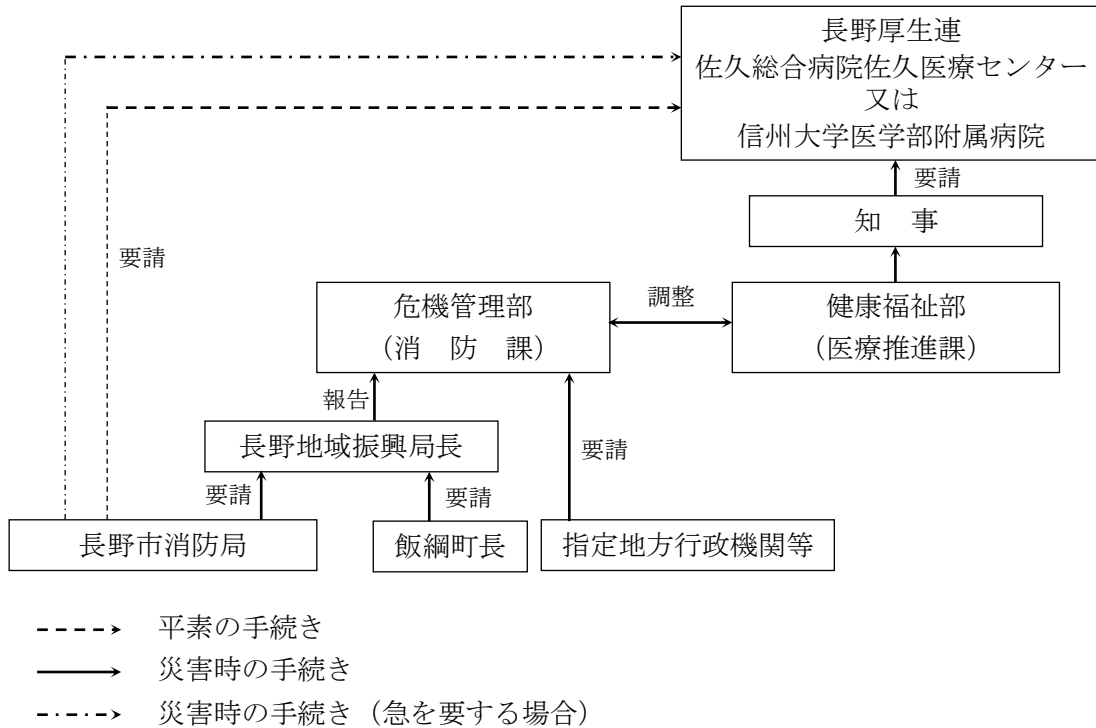
オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



カ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



## 2 受入体制の整備

- (1) 町は県と連携して適切なヘリポート（資料5－1参照）を選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- (2) 傷病者の搬送の場合は、町は救急車及び受入先病院等について手配する。
- (3) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて、機長等との連絡に当たる。

## 第6節 自衛隊の災害派遣

### 第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策法第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 派遣要請

##### (1) 救助活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

救助活動	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与



危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(2) 派遣要請手続・系統（後掲参照）

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって長野地域振興局長若しくは長野中央警察署長を通じ知事に派遣を求める。

イ 町長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに長野地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

ウ 町長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3) 派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

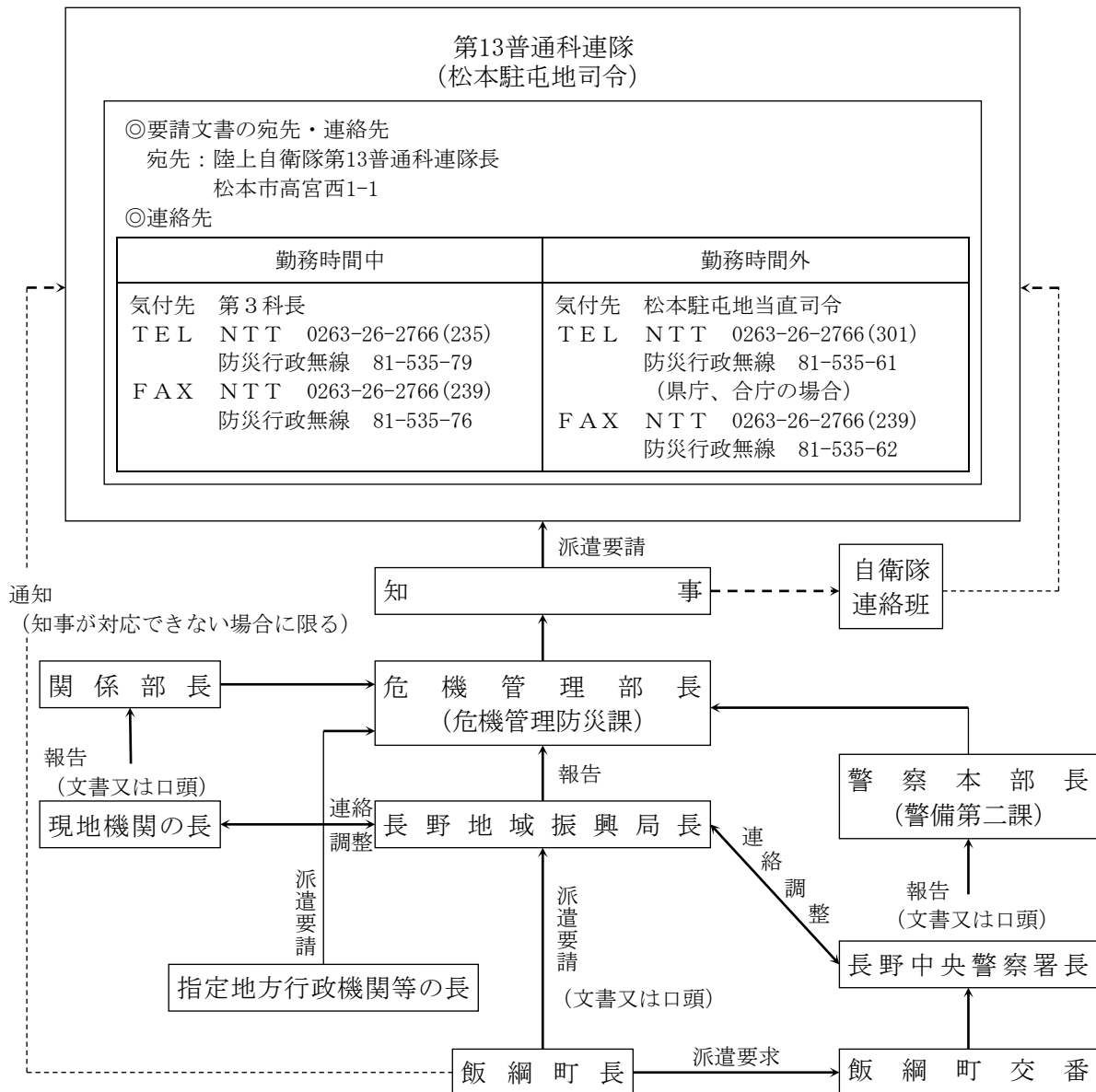
イ 派遣を希望する期間、人員

ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項

オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあつては、本町のヘリポート（資料5-1参照）

派遣要請の手続系統 (通知・連絡先)



2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
県災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
県災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
県現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 町が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。

また、派遣部隊と町及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

- (3) 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。(予防派遣)

3 派遣部隊の撤収要請

町長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

〔自衛隊〕

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により町長に請求するものとする。

## 第7節 救助・救急・医療活動

保健福祉課

### 第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、町は、県と連携し速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 救助・救急活動

- (1) 町は、長野市消防局、長野中央警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) 町は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### 〔長野市消防局〕

- (1) 県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。
- (2) 救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (3) 救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

#### 〔住民及び自主防災組織〕

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断も予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

#### 2 医療活動

- (1) 町は、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、町内医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては次の医療救護活動等を行う。

ア 負傷の程度の判定（トリアージ）

- イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ウ 救急処置の実施
- エ 救急活動の記録
- オ 遺体の検案
- カ その他必要な事項

また、必要に応じて、県、隣接市町、医師会等に協力を要請する。

(2) 町は、管内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

(3) 町は、医療機関における受入れ可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(4) 町は、必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(5) 町は、医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局（資料7-3、7-4参照）等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

## 第8節 消防・水防活動

総務課 建設水道課

### 第1 基本方針

町は、大規模災害等発生時において、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 活動の内容

#### 1 消防活動

##### (1) 消火活動関係

###### ア 出火防止及び初期消火

町は、住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、長野市消防局と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

###### イ 情報収集

町は、火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。

###### ウ 応援要請等

(ア) 町は、長野市消防局と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料4-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

(イ) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(ウ) 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

##### (2) 救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、町は、住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

##### (3) 消防信号

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付サイレン信号
火災信号	近火信号 (消防屯所から800メートル以内のとき。)	○—○—○—○—○	3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○—休止—○—休止—○—休止
	出場信号 (署所団出場区域内)	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○—休止—○—休止—○—休止
	応援信号 (署所団特命応援出場のとき)	○—○ ○—○ ○—○	
	報知信号 (出場区域外の火災を認知したとき)	○ ○ ○ ○ ○	
	鎮火信号	○ ○—○ ○ ○—○	
山林火災信号	出場信号 (署所団出場区域内)	○—○—○ ○—○	10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 2秒 ○—休止—○—休止—○—休止
	応援信号 (署所団特命応援出場のとき)		
火災警報信号	火災警報発令信号	○ ○—○—○—○	30秒 6秒 30秒 6秒 30秒 6秒 ○—休止—○—休止—○—休止
	火災警報解除信号	○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○	10秒 3秒 10秒 3秒 10秒 3秒 ○—休止—○—休止—○—休止
演習招集信号		○ ○—○—○ ○ ○—○—○	15秒 6秒 15秒 6秒 15秒 6秒 ○—休止—○—休止—○—休止

- ・火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。
- ・信号継続時間は、適宜とする。
- ・消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

〔長野市消防局〕

(1) 情報収集

- ア 部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。
- イ 消防計画中の情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員、出場隊、消防署、町災害対策本部、招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。
- ウ 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

(2) 通信体制の確立

通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問い合わせに対する制限等対策を直ちに実施する。

(3) 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

(4) 避難指示等

町長が住民に対し、避難指示等を行った場合、消防署長は町と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

(5) 応援隊に対する措置

ア 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者との協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防本部連絡員を配備する。

イ 応援隊の宿泊施設又は野営場所、食料等について町と調整する等して、後方支援する。

〔住 民〕

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民は災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 水防信号

水防信号は、水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	説 明
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

信 号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止



- ・信号は適宜の時間継続する。
- ・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 重要水防区域

水害の発生が特に予想される区域は資料2-9のとおりである。

(3) 監視警戒活動

町は、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(4) 通報・連絡

監視・警戒活動によって、損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等に通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(5) 水防活動の実施

町長は、損壊箇所及び危険箇所に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じては民間業者等の協力を得る。

(6) 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動する。

ア 各分団長は、洪水警報の通知を受けたときは、随時、河川等を巡視し、河川の水位の状況を町長に報告する。

なお、洪水の発生が予想されるときは、第1信号により地域住民に周知する。

イ 各分団長は、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を町長に報告するとともに、第2信号を打鐘して団員を招集し、水防作業に当たらせ、その旨を町長に報告する。

ウ 各分団長は、水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を町長に報告する。

エ 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を町長に報告する。

(7) 水防資機材の調達

水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者（資料9-1参照）及び水防倉庫等から調達する。

(8) 水防資機材の借用

町長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材・車輛を借用する。

(9) 避難及び救助

ア 避難指示

河川等の洪水、崖崩れ等により著しく危険が切迫したとき、町長は、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立退きの指示を行う。

イ 避難誘導

避難の必要が生じた場合は、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、混乱した避難住民を落ち着かせ、安全に避難させる。

(10) 応援による水防活動の実施

ア 町長は、長野市消防局と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測される等緊急の必要があると認められるときは、「長野県消防相互応援協定書」（資料4-1参照）に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。

イ 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣を求める。

エ 町長は、他の地方公共団体の応援を申請するときは、必要とする応援内容、資機材、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、待機場所の確保、食料の供給等の後方支援についても、必要に応じて応援側地方公共団体の到着までに整える。

オ 町長は、他の水防管理者から、水防のための応援を求められたときは、できる限りその求めに応ずるものとし、速やかに応援体制をとる。その際、応援職員等は、必要に応じ、被災地到着後72時間は自給自足できる体制をとる。

## 第9節 要配慮者に対する応急活動

### 第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 避難受入れ活動

町は、関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

##### (1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を的確に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

##### (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

##### (3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所（資料6-3）、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

##### ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

##### イ 避難所における物資の確保及び提供

車いす等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

##### ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて

迅速に行う。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

エ 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターへの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

〔関係機関〕

(1) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

あらかじめ町地域防災計画に、避難行動要支援者の避難支援等に携わる者として定められた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、町からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時において町からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

(2) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(3) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 在宅者対策

町は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

3 応急仮設住宅等の確保

町は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

4 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このため、町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

〔関係機関〕

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、町等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

**第10節 緊急輸送活動**

総務課 建設水道課

**第1 基本方針**

町は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助</li> <li>・ 消防等災害拡大防止</li> <li>・ ライフライン復旧</li> <li>・ 交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1段階の続行)</li> <li>・ 食料、水、燃料等の輸送</li> <li>・ 被災者の救出・搬送</li> <li>・ 応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1・2段階の続行)</li> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 生活必需物資輸送</li> </ul>

**第2 活動の内容**

**1 緊急交通路確保のための交通規制**

町の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を長野中央警察署長に通知する。

(1) 実施区分

区 分		事 項
道路管理者	国道：国土交通大臣 県道：知 事 長 町道：町	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警 察	公 安 委 員 会 警 察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めたとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

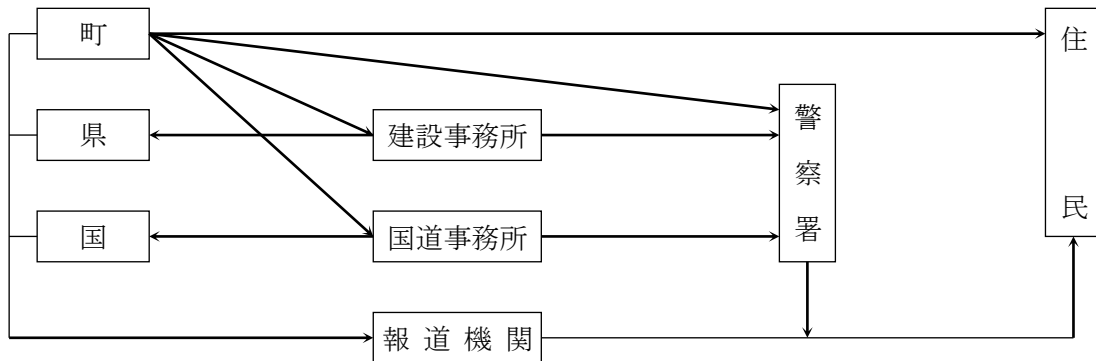
(2) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

(3) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

- (1) 町は、応急復旧に当たっては、長野建設事務所、長野国道事務所長野出張所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。
- (2) 町は、緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (3) 町は、緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

町は、効率的な輸送体制を確保するために、各部との連絡・調整を行い、町有車両の活用を最大限図るとともに、運転手を確保する。

(2) 応援要請

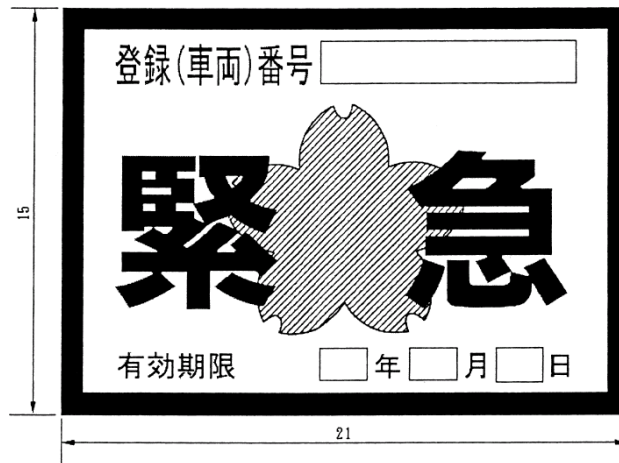
ア 町は、車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して応援を要請する。また、必要に応じて町内の輸送業者等に要請して、車両及び人員を確保する。

イ 町は、要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、標章（別記様式）及び確認証明書の交付は、地域振興局や警察署、検問所等において行う。

(別記様式)



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

#### 4 輸送拠点の確保

- (1) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、町及び県と密接に連携する。
- (2) 町は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点(資料5-1参照)と連携を密にする。なお、拠点ヘリポートは、資料5-1のとおりである。



## 第11節 障害物の処理活動

### 第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

### 第2 活動の内容

#### 1 障害物除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(1) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(2) 放置車両等の移動等

ア 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 応援協力体制

ア 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

イ 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

#### 〔関係機関〕

(1) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行うものとする。

(2) 障害物除去の方法

ア 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を回復するものとする。

イ 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。

ウ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(3) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(4) 応援協力体制

- ア 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
- イ 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

## 2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

- (1) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (2) 応援協力体制
  - ア 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
  - イ 町限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

### 〔関係機関〕

- (1) 実施機関
  - 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。
- (2) 障害物の集積、処分の方法
  - ア 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
  - イ 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- (3) 必要な資機材等の整備
  - 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。
- (4) 障害物の集積場所
  - それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
  - ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
  - イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
  - ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所
  - エ 第2次避難場所として指定された場所以外の場所
- (5) 応援協力体制
  - ア 各機関限りで実施困難のときは、町長に応援協力を要請するものとする。
  - イ 町等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

## 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

総務課 住民環境課 保健福祉課  
産業観光課 建設水道課 教育委員会

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入対策を実施する。

その際、町は、要配慮者についても十分考慮する。

### 第2 活動の内容

#### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体のプロテクト又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

特に、避難行動に時間のかかる要配慮者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

##### (1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	町長		災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	町長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

(2) 高齢者等避難、避難指示の意味

ア 「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

イ 「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難させるため立ち退きを指示することをいう。

(3) 避難指示等の区分

町は、別に定める「避難指示等の判断基準及び伝達マニュアル」（資料1-7参照）に基づき、避難指示等が発令する。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への退避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

警戒レベル及び避難指示等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル 1	早期注意情報 〔気象庁が発表〕	○警報級の現象が起こる可能性がある状況	●防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	洪水・大雨注意報等 〔気象庁が発表〕	○災害の発生する可能性がある状況	●ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなけれ	●要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者

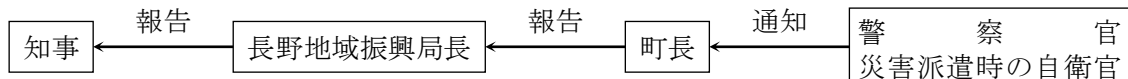
		ばならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	は支援行動を開始) ●上記以外の者は、避難準備開始
警戒レベル 4	避難指示	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
警戒レベル 5	緊急安全確保	○災害が発生した状況	●すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。

※ 避難行動要支援者に対する高齢者等避難について

災害の状況等により、住民の避難行動が夜間に及ぶ可能性がある場合には、特に在宅の避難行動要支援者に対する高齢者等避難の伝達時期を前倒して行うこととし、日没前に避難が完了できるようにする。

(4) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(ア) 町長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を長野地域振興局長を通じて知事に報告する。

(イ) 警察官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者（町長）が避難指示をしたときは、その旨を長野中央警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を長野中央警察署長に通知しなければならない。

イ 避難指示等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

(5) 避難指示等の内容

避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 緊急避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由

- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路又は通行できない経路
- コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示等を行ったときは、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

ウ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

エ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

オ 町職員をはじめ、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

カ 避難指示等をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 町有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (1) 実施者

- ア 町長、町職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

### (2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は、災害対策基本法第116条による罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

## 3 避難誘導活動

避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

### (1) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先

する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は長野地域振興局を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

町は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

〔住 民〕

(1) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

(2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(3) 非常持出し品

非常持出し品は、食料（3日分、推奨1週間分程度）、医薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておく。



#### 4 避難所の開設・運営

町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。

町は、次により避難所の開設・運営を行う。

- (1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (5) 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

- (6) 避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。
- (7) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
  - ア 避難者
  - イ 住民
  - ウ 自主防災組織
  - エ 他の地方公共団体
  - オ ボランティア
  - カ 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (8) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (9) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避

難者等に係る情報の把握に努める。

- (10) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (11) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (12) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置をとるよう努める。
- (13) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。
- (14) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (15) 災害の規模、避難者の受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (16) 避難所への受入れ及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - ウ 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (ア) 介護職員等の派遣
    - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、里親への委託等
  - エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡

回健康相談等を実施する。

オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

(17) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し、困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(18) 町教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の避難所として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、町に協力する。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所として利用される場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

(19) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(20) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(21) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(22) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

(23) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

#### 〔関係機関〕

(1) 避難所の運営について、必要に応じ町長に協力する。

(2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

(3) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。

ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

- (4) 民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については町に提供する。

## 5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

- (1) 広域避難の対応

### ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

### イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

### ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

- (2) 広域一時滞在の対応

### ア 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

### イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

## 〔住 民〕

避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

## 6 住宅の確保

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - イ 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。
  - ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
  - (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
  - (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (2) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (3) 町は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (4) 町は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

## 第13節 孤立地域対策活動

総務課 住民環境課 保健福祉課  
産業観光課 建設水道課

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

町は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

### 第2 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

- (1) 町は、孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 町は、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

#### 2 救助・救出対策

- (1) 町は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) 町は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 町は、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 町は、孤立地域内の観光客を含む要配慮者の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

#### 3 通信手段の確保

町は、職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

#### 〔住 民〕

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

#### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

- (1) 陸上輸送手段の確保

ア 町は、孤立地域への食料品をはじめとした生活必需物資の輸送のため、迂回路や不通箇

所での中継による輸送等、陸上輸送手段の確保を行う。

イ 町は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路の応急復旧を実施する。

(2) ヘリコプターの要請

町長は、陸上輸送手段確保が困難と認めたときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。

〔住 民〕

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

5 道路の応急復旧活動

町は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第14節 食料品等の調達供給活動

総務課 保健福祉課

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、食料品等の供給活動に際しては、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

##### (2) 応援要請

町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

#### 2 食料品等の供給

##### (1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に受け入れた者
- イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
- ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
- エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

##### (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

##### (3) 炊き出し予定場所

- ア 避難所に受け入れた者に対しては、原則として避難所とする。
- イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

##### (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料5－1参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

##### (5) 炊き出し協力団体

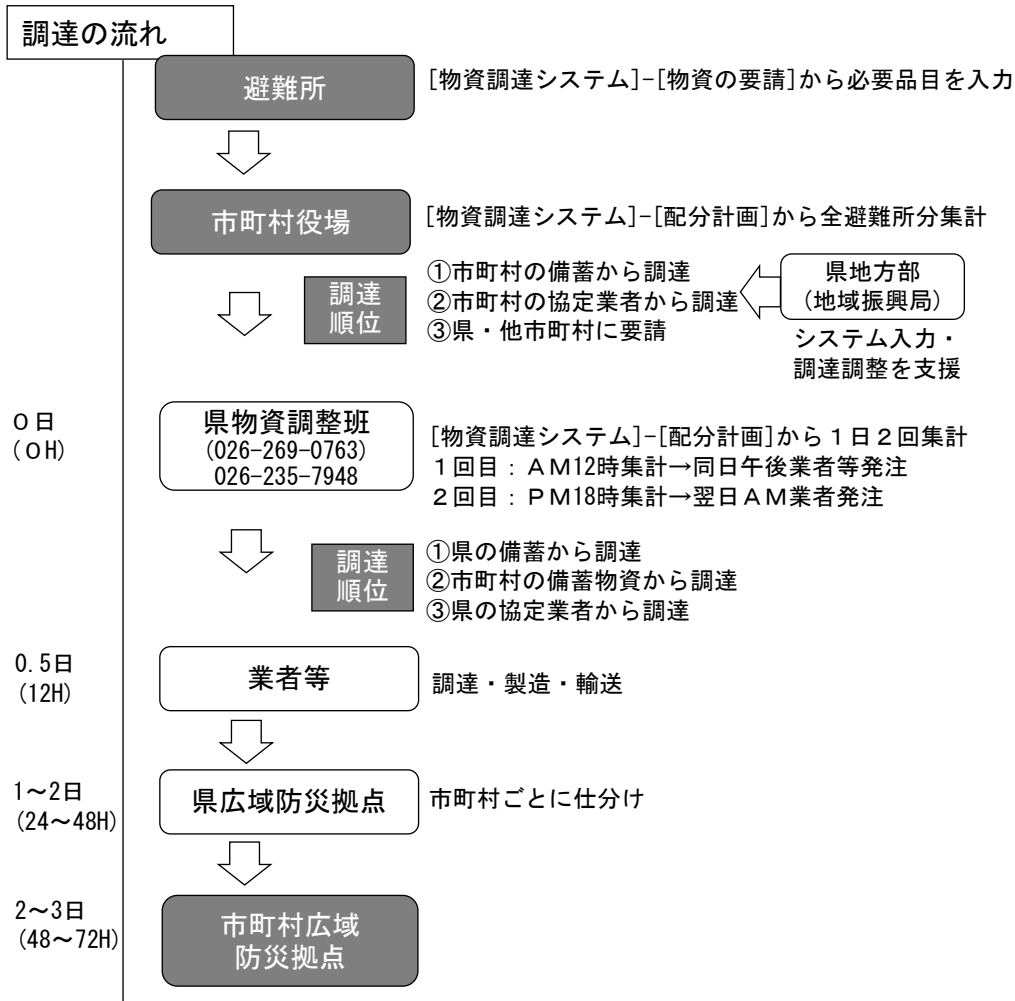


炊き出しの実施に当たっては、自治会、日本赤十字奉仕団、婦人会及び社会福祉協議会等の協力を得て行う。

〔住 民〕

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



## 第15節 飲料水の調達供給活動

建設水道課

### 第1 基本方針

町は、飲料水の調達は、配水池の貯留水により行うこととし、町のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、町において給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」（資料4－5参照）により他市町村に給水応援を要請する。

### 第2 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

- (1) 町は、被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (2) 町は、河川、プール等に浄水装置を設置し、飲料水の確保を行う。
- (3) 町のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。

#### 〔住 民〕

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

町は、次により飲料水の供給を行う。

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人1日3ℓ以上の飲料水を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- (6) 被災の状況により、町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (7) 復旧作業に当たり、町水道指定工事者（資料9－1参照）との調整を行う。
- (8) 住民に対し、町防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。
- (9) 緊急用に水をつくる。

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

### 第1 基本方針

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速かつ効率的に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第2 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

##### (2) 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では必要量を満たせない場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料4-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「災害時における応急生活物資供給等に関する協定書」（資料4-4参照）に基づく生活協同組合コープながのに対する要請

ウ 長野地域振興局長経由での県に対する要請

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他町長が必要と認めるとき。

##### (2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

##### (3) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料5－1参照）に集積し、関係機関、NPO・ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。

イ 町は、被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に要配慮者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

住民環境課 保健福祉課 飯綱病院

### 第1 基本方針

町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師及び看護師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

- (1) 町は、被災者の避難状況を把握し、長野保健福祉事務所（長野保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに、被災者台帳等に反映する。
- (2) 町は、避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、メンタルヘルスケア等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。
- (3) 町は、県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (4) 町は、被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

#### 〔関係機関〕

- (1) 医師会等は、行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (2) 看護協会等は、行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (3) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、食品衛生指導、栄養指導、炊き出し等を行うよう努める。
- (4) 関係団体の協力を得るため、必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ用意しておく。

#### 〔住民〕

- (1) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (2) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

#### 2 感染症予防対策活動

(1) 町は、災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。

(2) 町は、災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材、薬剤等の確保を図る。

消毒用薬剤及び資材等については、通常使用されるものの保管をするとともに、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。

(3) 町は、感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(4) 町は、感染症の発生を未然に防止するため、長野保健福祉事務所（長野保健所）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(5) 町は、災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。

(7) 町は、関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、長野保健福祉事務所（長野保健所）を経由して県へ報告する。

(8) 町は、感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、長野保健福祉事務所（長野保健所）を経由して県に提出する。

(9) 町は、災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、長野保健福祉事務所（長野保健所）を経由して県に提出する。

#### 〔住 民〕

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、町の指導のもと施設管理者が中心となり、衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

### 第2 活動の内容

#### 1 行方不明者等の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、警察、消防団を中心とし、地域住民の協力を得て搜索活動を行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に受け入れる。
- (3) 町は、県に対して、搜索の対象人員及び搜索地域等、搜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

#### 2 遺体の収容及び対応

##### (1) 遺体の収容

ア 町は、遺体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、寺院又は被災現場付近の公共建築物等の適当な場所とする。ただし、適当な建物が無い場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料4-2参照)等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。

##### (2) 遺体の対応等

ア 町は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の対応を行う。

イ 町は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

##### (3) 身元不明遺体の対応

ア 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。

ウ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対応について協議する。

#### 3 遺体の埋火葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬

を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。

(2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処置程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(3) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料4－2参照）により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

#### 4 応援要請

町は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の対応等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

## 第19節 廃棄物の処理活動

住民環境課 産業観光課 建設水道課

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ及びし尿の処理は、環境の保全、環境衛生の維持保全是、早期の災害復旧・復興活動に欠かせない重要課題であることからその適正処理を優先して確保する。

生活する上で発生するごみ（し尿を含む）、生活に必要なごみの処理を優先して処理することとし、処理能力を超えるごみ処理は、必要に応じて広域応援による処理を図る。

### 第2 活動の内容

#### 1 廃棄物の除去

##### (1) 廃棄物除去の対象

災害時における廃棄物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

##### (2) 廃棄物除去の方法

- ア 町は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 町は、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- ウ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

##### (3) 資器材、人員の確保

町はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

##### (4) 除去した廃棄物の集積場所

- ア 町は、次の要件を満たすような場所を選定し、廃棄物を集積する。
  - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
  - (イ) 道路交通の障害とならない場所
  - (ウ) 盗難の危険のない場所
- イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

#### 2 し尿処理

町は、次によりし尿処理を行う。

- (1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの



設置については、要配慮者に配慮する。

- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。
- (4) 必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は町自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。(資料10-1参照)
- (5) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める基準に可能な限り準拠し実施する。

### 3 ごみ処理

#### (1) 仮置場の設置

- ア 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。
- イ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- ウ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

#### (2) 収集・処分

- ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
- イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
- ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- エ 可能な限り、リサイクルに努める。
- オ 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに長野地域振興局へ報告するものとする。

#### (3) 住民への広報

- 町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、町は住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。
- ア 町が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。
  - イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

#### 〔住民〕

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等、町が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

### 4 近隣市町村への応援要請

町長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

住民環境課 産業観光課

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、町は、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

町は、次により物価の安定、物資の安定供給を行う。

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

#### 〔住 民〕

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

#### 〔企業等〕

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

## 第21節 危険物施設等応急活動

総務課 住民環境課

### 第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 活動の内容

#### 1 共通事項

大規模災害発生時において、町は、県及び長野市消防局と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

##### (2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

##### (3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

##### (4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

##### (5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

##### (6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

#### 2 危険物施設等応急対策

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

町は、危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは直ちに長野市消防局に通報する。

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、県消防課（長野地域振興局経由）へ通報するとともに、必要に応じ、警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、「長野県消防相互応援協定書」(資料4-1参照)に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

〔関係機関〕

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。
- (2) 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握をする。
- (3) 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

ア 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

イ 長野市消防局への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

ウ 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

エ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 高圧ガス施設応急対策

町は、施設にガスの漏えいや、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。

- (1) 高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏えい、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。
- (2) 警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。

〔県〕

- (1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。
  - ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
  - イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
  - ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。
  - エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
  - オ 漏えいガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。
  - カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。
  - キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。
- (2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。
  - ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。
  - イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。
  - ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

#### 4 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、町は、県を通じて(一社)長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

##### 〔県〕

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)

長野県LPガス協会に要請する。

- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県LPガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(一社)長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

#### 5 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 町は、周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、町は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

#### 〔長野市消防局〕

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

#### 〔営業者及び業務上取扱者〕

- (1) 災害後、直ちに貯蔵設備等の応急点検及び必要な措置を講ずる。
- (2) 防災関係機関へ事故発生状況、応急措置等の連絡を行う。
- (3) 毒劇物の漏えい、流出、拡散等が発生した場合には、中和剤等による中和除毒及び消火作業により、周辺住民の人命安全措置を講ずる。

## 第22節 上水道施設応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、町は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

復旧作業については、指定給水装置工事事業者及び専門業者への委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、長野県水道協議会へ応援要請し、早期の復旧を図る。

#### 2 実施計画

- (1) 水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。
- (2) 応急活動内容及び復旧計画の策定を行う。
- (3) 復旧体制の確立を行う。
- (4) 被災の状況により長野県水道協議会へ応援要請を行う。
- (5) 住民に対し水道施設の被害状況及び復旧見込み、給水拠点の場所や応急給水の見込み等の飲料水の供給等に関する事項、水質に関する注意事項について積極的な広報活動を行う。
- (6) 指定給水装置工事事業者及び専門業者へ協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。
- (7) 応急復旧活動については、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。
- (8) 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じて優先順位を定め、仮配管から配水を行う。
- (9) 停電により水道施設の機能維持が困難となった場合、予備電源への切替、燃料の調達、停電回復見込みの情報収集等により、施設の機能維持に努める。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

#### 〔関係機関〕

指定給水装置工事事業者（資料9－1参照）は、町が発注する工事に対し、積極的に対応する。



## 第23節 下水道施設等応急活動

### 第1 基本方針

町は、風水害による被害が発生した場合、下水道機能の応急的な確保のため、まず被害規模等の情報の早期収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき応急対策の実施体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 活動の内容

#### 1 情報の収集、被害規模の把握

(1) 町は、被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況の早期かつ的確な把握に努める。

被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとるものとする。

(2) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

#### 2 応急対策

##### (1) 管渠

ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

##### (2) 処理場等

ア 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

##### (3) 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。

##### (4) 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

#### 3 被害箇所の応急復旧

町は、町内下水道指定工事者（資料9-1参照）と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

#### 4 資材等の調達

町は、応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

##### 〔住 民〕

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

**第24節 通信・放送施設応急活動**

総務課

**第1 基本方針**

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

関連機関は、通信の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。

**第2 活動の内容****1 防災行政無線等通信施設の応急活動**

- (1) 町は、業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、町職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- (3) 停電が発生した場合は、町は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 衛星電話など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、町は、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

**2 電信電話施設の応急活動**

町は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天グループ(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)が設置された場合や、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話の災害用伝言板等のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

〔東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天グループ(株)〕

発災時に、被災地の緊急・重要通話を確保するため、早期復旧、臨時回線の作成、特設公衆電話、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置、携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出し等により、被災者関係の情報提供に努める。

**3 放送施設の応急活動**

〔放送各社〕

放送機、電源等の放送設備の被害の応急措置を実施して、迅速な放送再開を図るとともに、被災者への情報提供に努める。

## 第25節 電気施設応急活動

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害の防止を重点に応急対策を推進する。

### 第2 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と電力会社との連携により、早期復旧体制を確立する。

〔中部電力パワーグリッド(株)〕

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (2) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (3) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

〔中部電力パワーグリッド(株)〕

- (1) 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。また、県が電源車等の配備先を決定した場合には、その配備に努める。
- (2) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- (3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- (4) 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

- (5) 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

#### 3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

町は、電力会社からの要請に基づき、有線放送、防災無線により、住民に対する広報活動を

行う。

〔中部電力パワーグリッド(株)〕

- (1) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。
  - ア 停電による社会不安除去に関する事項
    - (ア) 停電の区域
    - (イ) 復旧の見通し
  - イ 感電等の事故防止に関する事項
    - (ア) 垂れ下がった電線に触れないこと
    - (イ) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
  - ウ 送電再開時の火災予防に関する事項
    - (ア) 電熱器具等の開放確認
    - (イ) ガスの漏洩確認
- (2) 広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、町の有線放送、防災無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

## 第26節 鉄道施設応急活動

企画課

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

### 第2 活動の内容

#### 1 鉄道施設の応急活動

##### 〔しなの鉄道(株)〕

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

##### (1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

##### (2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

##### (3) 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

##### (4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携の下に、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

##### (5) 災害復旧

##### ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

## 第27節 災害広報活動

総務課 企画課

### 第1 基本方針

町は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

### 第2 活動の内容

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

町は、県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、町から直接、住民に対する情報提供を行う手段として、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、ケーブルテレビ、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

##### (1) 災害発生直後

- ア 町災害対策本部設置に関する事項
- イ 気象予警報等に関する情報
- ウ 安否情報（ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」・携帯電話の「災害用伝言板」の利用方法について、被災者に周知する。）
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難所・経路・方法に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- シ 民心安定のための情報
- ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制、交通機関の運行等に関する情報
- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報



- ソ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- タ 被災地域及び指定緊急避難場所及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ツ それぞれの機関が講ずる施策に関する情報
- テ その他必要と認められる施策に関する情報

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 相談窓口の設置に関する情報
- ウ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

**2 災害記録の作成**

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。

また、緊急を要する事態を記録した災害写真、ビデオ等は、速やかに県に送付する。

**3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応**

町は、必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

**4 報道機関への放送要請**

県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、長野地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

## 第28節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、町は、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、気象庁キキクルや県河川砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。

#### 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、崖崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

#### 3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

##### (1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

##### (2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

#### 4 大規模土砂災害対策

(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講ずる。

(2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

#### 5 地すべり等応急対策

(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

(2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(3) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

- (4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

**第29節 建築物災害応急活動**

総務課 建設水道課 教育委員会

**第1 基本方針**

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

**第2 活動の内容****1 建築物**

- (1) 町は、町が管理・運営する庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立小・中学校等について、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県又は近隣市町村に対して支援を求める。

- (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を維持する。

**〔建築物の所有者等〕**

- (1) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

**2 文化財**

- (1) 町は、所有者、管理者等に対し、見学者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。
- (2) 町は、所有者、管理者等に対し、文化財への立入り規制を行うよう指導する。
- (3) 町は、所有者、管理者等に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずるよう指導する。
- (4) 町は、県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。
- (5) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

**〔所有者〕**

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、

町教育委員会の指導を受けて実施する。

- (4) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

**第30節 道路及び橋梁応急活動**

建設水道課

**第1 基本方針**

町は、風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために、速やかに路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

**第2 活動の内容****1 被害状況の把握**

町は、道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、長野建設事務所、長野中央警察署等の関係機関及び住民等から情報を収集する。

**2 交通の確保**

- (1) 町は、被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。
- (2) 町は、路上障害物の除去等により、最優先に緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の確保を行う。
- (3) 町は、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。

**3 応急復旧**

- (1) 町は、長野建設事務所、長野国道事務所長野出張所等の関係機関と協議し、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。
- (2) 町は、各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。
- (3) 町のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第31節 河川施設等応急活動

総務課 建設水道課

### 第1 基本方針

町は、風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 水防活動の実施

町は、被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。

(2) 町は、河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 町は、長野建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。

(4) 町は、被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

## 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

総務課 産業観光課 建設水道課

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

町は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 町域内の道路及び橋梁の被害について、町は、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第30節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。

(2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

町は、次により二次災害の防止を図る。

##### (1) 危険物関係

###### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

###### イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

町長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

###### ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、災害時の連絡体制を確立する。

###### エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

##### (2) 毒物劇物関係

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道利用者井戸水利用者に対する通報を行う。

##### (3) その他



火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、放射性物質使用施設等の二次災害の防止活動については、長野市消防局と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

### 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

具体的な対策については、本章第31節「河川施設等応急活動」を参照のこと。

### 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

町は、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

- (1) 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- (2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

## 第33節 ため池災害応急活動

産業観光課

### 第1 基本方針

洪水に伴う農業用ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 第2 活動の内容

#### 1 ため池災害応急対策

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

#### 〔関係機関〕

- (1) ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに町へ報告する。
- (2) ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。
- (3) ため池管理者は、町が実施する応急対策に協力する。

## 第34節 農林水産物災害応急活動

### 第1 基本方針

町は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

町は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

#### 〔関係機関〕

町等と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

#### 〔住民〕

町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のため、次の作目別応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 水 稲

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

#### (2) 果 樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。

エ 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(4) 畜産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病の発生防止に努める。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。

(5) 水産

- 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

**2 林産物災害応急対策**

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

町は、被害状況を調査し、その結果を長野地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

**〔関係機関〕**

- (1) 林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図り、その防止に努める。
- (2) 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

**〔住民〕**

町等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

**3 家畜災害応急対策**

(1) 家畜伝染病の防止

町は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、県の指導を得て、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

また、家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置について指導する。

- ア 患畜又は疑似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- イ 殺処分又は死体の焼却、埋却
- ウ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

(2) 死亡家畜の処理

- ア 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県に対して死亡家

畜の検査を要請する。

イ 所有者不明等の場合の死亡家畜の処理については町が行い、県に対して必要な指導・助言、その他の支援を要請する。

**第35節 文教活動**

教育委員会

**第1 基本方針**

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）は、多くの園児、児童及び生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、災害時には、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、給食費の減免の措置を行う。

**第2 活動の内容****1 児童生徒等に対する避難誘導**

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動をする。

**(1) 児童生徒等が登校する前の措置**

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、町教育委員会（以下「町教委」という。）の指示により休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知する。

**(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置**

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

イ 町長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を町教委に報告するとともに保護者、町及び関係機関に連絡する。

**(3) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護**

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

**2 応急教育計画**

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教委の指導及び支援を得て、町教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(ア) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(イ) 学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(公財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関す

る措置を講ずる。

- (イ) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (ア) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。
- (イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

**3 教科書の供与及び給食費の減免**

町及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与及び給食費の減免の措置を実施する。

(1) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を經由して県教委に調達のあっせんを依頼する。

(2) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

**4 保育園における措置**

保育園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずるほか、次に定める。

(1) 臨時休園等

ア 町教委は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、臨時休園、早退等の措置を保育園長に指示する。

イ 保育園長は臨時休園の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により保護者に周知する。

ウ 保育園長は、早退の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により園児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 町長等は、保育園長に園児の避難の指示、避難先の指示を行う。



- イ 保育園長は、避難の指示等を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全に指定緊急避難場所へ避難させる。
  - ウ 保育園長は前記に定める措置のほか、地域の災害の状況に応じて自己の判断で園児を安全な場所に避難させる。この場合保育園長は、速やかに町に報告する。
  - エ 保育園長は避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を周知し、園児を直接保護者に引き渡す。
- (3) 被害状況調査及び復旧
- ア 町は、施設の被害状況を把握した上で安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被害を受けた施設の応急復旧を実施する。
  - イ 保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部長に報告する。
- (4) 応急保育
- 町は、災害の規模、施設の被害の程度などの安全性を把握した上で、応急保育を実施する。

## 第36節 飼養動物の保護対策

住民環境課 保健福祉課

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。

### 第2 活動の内容

#### 1 町が実施する対策

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。

#### 2 飼い主が実施する対策

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

## 第37節 ボランティアの受入れ体制

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

### 第2 活動の内容

#### 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 町は、社会福祉協議会と協議し、被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 町は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
- (3) 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

#### 〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕

町及び県の災害対策本部との連携のもとに、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

#### 〔広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）〕

- (1) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- (2) 県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備

し、支援者間の連絡調整を図る。

- (3) 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

#### 【その他NPO・NGO等】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 町及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずる。
- (2) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

#### 〔社会福祉協議会〕

- (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県の拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

- (2) 町社会福祉協議会は、町と協議の上、災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。
- (3) 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

#### 〔日本赤十字社長野県支部〕

町及び県との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制

総務課 税務会計課 住民環境課  
保健福祉課

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、町及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 義援物資

ア 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### (2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### (1) 義援物資

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

##### (2) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による災害義援金募集（配分）委員会より寄託された義援金を引き継ぎ、町は、災害義援金配分委員会を設置し、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正に配分する。

## 第39節 災害救助法の適用

総務課 住民環境課

### 第1 基本方針

町の被害が一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

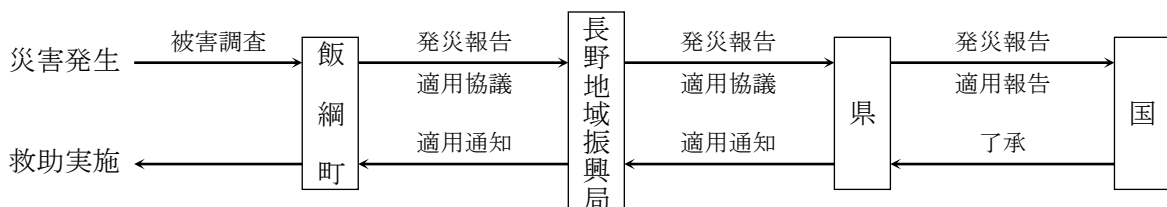
災害救助法による救助は、県が実施する。ただし町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 被害状況の把握

- (1) 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに長野地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
- (3) 町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 法の適用事務



#### 2 救助の実施

##### (1) 救助の役割分担

町長は、県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

##### (2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料1-6の基準により行う。

#### 〔関係機関〕（日本赤十字社長野県支部）

(1) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備を挙げて協力する。

(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

## 第40節 観光地の災害応急対策

総務課 産業観光課

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

### 第2 活動の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防局は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 町は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 町は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。